

令和3年決算審査特別委員会会議録

1. 日 時 令和3年9月21日（火）
2. 場 所 市役所東庁舎4階 議場
3. 付託事件 日程第1 議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、
教育福祉常任委員会が所掌する科目について
4. 出席委員 広 沢 修 司 委 員 長・小田川 敦 子 副 委 員 長
岩 田 典 之 委 員・竹 内 陽 子 委 員
柴 田 圭 子 委 員・長谷川 則 夫 委 員
石 井 恵 子 委 員・植 村 博 委 員
伊 藤 仁 委 員・岡 田 繁 委 員
5. 欠席委員 なし
6. 説明のための出席者
福 祉 部 長 豊 田 智 美
健康子ども部長 松 丸 健 一
社会福祉課長 村 越 貴 之
障害福祉課長 鈴 木 智 子
高齢者福祉課長 竹 内 崇
子育て支援課長 永 井 康 弘
保 育 課 長 片 桐 啓
健 康 課 長 佐 藤 覚
保険年金課長 榊 谷 君 子
財 政 課 長 板 橋 章
7. 会議の経過 別紙のとおり
8. 議会事務局 事 務 局 長 石 井 治 夫
主 査 今 井 好 美
主 任 主 事 東 山 奈 緒 美

委員長の挨拶

○石井治夫議会事務局長 皆さん、おはようございます。定刻となりました。

会議に先立ちまして、広沢委員長より御挨拶をお願いいたします。

○広沢修司委員長 皆さん、おはようございます。本日はお忙しい中、決算審査特別委員会に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日は、福祉部と健康子ども部所管分の審査となります。慎重なる審査のほどよろしくをお願いいたします。

○石井治夫議会事務局長 ありがとうございます。

それでは、議事等の進行につきましては広沢委員長をお願いいたします。

会議の経過

開会 午前10時00分

○広沢修司委員長 ただいまの出席委員は10名です。委員会条例第16条の規定により、定足数に達しておりますので、これより決算審査特別委員会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりです。

初めに、感染症対策の一環として説明員の皆さんの途中退室を許可します。

- (1) 議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、教育福祉常任委員会が所掌する科目について

○広沢修司委員長 これから日程に入ります。

日程第1、議案第15号 令和2年度白井市歳入歳出決算の認定についてのうち、教育福祉常任委員会が所掌する科目についてを議題とします。

これから質疑を行います。委員の皆さんに申し上げます。審査の順序といたしましては、初めに一般会計の歳出に対する質疑を行い、次に一般会計の歳入に対する質疑を行います。一般会計の質疑が終わりましたら、次に特別会計について質疑を行います。質疑においては、歳出から歳入までページ順に一問一答形式で行います。また、担当課長が答弁を適切に行えるよう、ページ数と項目を指定の上、端的にお願いします。なお、既にお手元にある資料と重複する内容の質疑は御遠慮ください。最後に、質疑の際は挙手し、指名されてから御発言ください。執行部につきましても同様にお願いします。

それでは、一般会計歳出についてから質疑を行います。

3 款 1 項 1 目、3 款 民生費、1 項 社会福祉費、1 目 社会福祉費について、132 ページから 141 ページまで質疑をお願いします。

質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 まず、137 ページの中段にある 6) 民生委員児童委員連絡協議会連携に要する経費の中から 1 の報酬について伺います。

推薦会の委員は予算どおり 6 人ということなのですが、金額が減額になっています。こちらの理由を御説明ください。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

推薦会の開催についてなんですけれども、まず、民生委員の欠員のところから、地域から推薦があつて初めて開催される会議になりますので、実際に昨年度で言いますと、推薦会を開催したのが 1 回のみとなりますので、このような予算の執行状況になります。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 推薦があつて開催されるということなんですけれども、民生委員さんは欠員が続いている状態なんです、年に推薦が 1 回しかなかったから、1 回だったということなんです、補充を埋めるためにもっと活発にやるような方向というか指針はないんでしょうか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

委員を埋めるための方法ということになりますけれども、基本的には自治会等をお願いしているところもありますし、今現役の民生委員、それから、退任された民生委員などに協力をお願いしながら、地域の方で誰か引き受けていただける方を探している状況ではあるんですけれども、なかなかお引き受けいただくようなことにまで昨年は特にいっていなかったというのが現状です。努力は、お声かけしたりとか、それぞれでしているところなんですけれども、実際に民生委員の欠員を埋めるまでには至らなかったというところで御理解いただければと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そうしますと、人数が少ない中で、かつコロナ禍の中でなかなかいつもどおりの民生委員・児童委員さんの活動というのができない状況だったと思うんですが、その辺りの令和 2 年度の活動状況について伺います。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 活動状況ですけれども、今委員おっしゃったとおり、昨年は特にコロナと

いうものが蔓延している中で、活動自体もどのようにしたらいいのかとか、そういうところで試行錯誤しながらしている中での活動でした。実際に訪問に行きたくても、訪問先で受入れがやはり難しい場面とかもあったと聞いています。

それで、アイデアとしてされていた話をお話しさせていただきますと、当然電話でのアポイントメントとかもされていたと聞いています。それから、実際手紙を置いて、「何か困ったことがあったら、連絡ください」とか、そういう対応を取っていたと聞いております。民生委員、児童委員含めてやはり歯がゆい状況での活動だったとは聞いていますけれども、そのような中でできる限りの対応は取っていただけているのかなと感じているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 それでは、137ページ、5）に社会福祉協議会運営支援に要する経費というのがございます。資料を見ました。そこにいろいろ御苦労が書いてあるんですけども、その中に新たなファンドレイジングという言葉が使われているんです。これはもう大分前から言われていることなんです。それで、私も社協の中で活動させていただいておりますけれども、例えば、その社協の活動している団体に市から委託をする場合があります。そういった場合、直だとは思いますが、そのチェック体制というのはどういうふうに行われているのでしょうか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 今、委員おっしゃった事業の中では委託というものではないんですけども、社会福祉協議会全般としてお答えさせていただくとすると、市が直接委託する、もしくは社会福祉課のように補助金で支出して支援するとか、そういう形で、市としても当然社会福祉協議会自体はなくてはならないものと認識していますので、お互い福祉を進めていく中で協力しながらやっていかなきゃいけない。その中で委託なり補助金なりのチェック体制ということになりますと、当然最終的な事業管理報告書であったりとか、そういう報告書を求めた中で市としてはまずチェックするしかないという状況があります。

そこから先に社会福祉協議会が、例えば、どこかに補助金を使って何か業務する、委託するとかとなった場合は、社会福祉協議会がまずチェック機能として働かなきゃいけないものと感じています。その中で市のお金がそこに動いているのであれば、社会福祉協議会から報告を市が受けるなりして判断していくのかなと思います。もしそこで疑義が生じるようなことがあれば、社会福祉協議会、市と協力しながら、その課題には解決していかなくちゃいけないのかなと、答えが長くなってしまいましたけれども、そういうふうには感じてはいます。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 私も活動させていただいている中でボランティアの一員として、また、今ここにいるのは議員という立場として、社協にも所属している、そして、市が直接その団体に委託する。では、そういう福祉団体に委託する場合の会計処理を年度末にするときのフォームというのは市ではきちっと決まっているのでしょうか。

○広沢修司委員長 豊田福祉部長。

○豊田智美福祉部長 お答えさせていただきます。

まず、補助金につきましては市の補助金要綱に基づいた様式がございますので、それで提出していただいて、確認しております。

委託につきましては、それぞれの事業に応じた契約上の求める資料もありますけれども、きちんと業務が履行できたかというのは検査して確認しているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 例えば、フォームが決まっていないと、仮に委託料100万、使ったお金が50万、50万返しますと。そこに「使ったのはどんな50万ですか」というチェック体制ができていないと、本来の委託した効果、あるいはそれによる会計処理というものがきちっと市としても把握できていないわけです。その辺が、例えば、社協に属している団体であるけれども、市が直に委託する、非常にややこしい関係になるわけです。疑義が生じた場合もございました。そういう場合どういうふうに市はチェックしたんだろうかというのが私の一番の疑問なんですが、これは市のチェック体制というのが気になるところです。

フォームが決まっていないように聞き取れるんですけども、私としては、決算でございますので、今後はそういう何に使ったのかということ、それは、例えば、シルバー人材なんかも非常に補助金を使った処理、その内容はきちっとしてくださいという文言が入っているんです。これは見てくだされば分かるんです。やはり私はこれからそういう会計処理は市民の方から疑義が生じないようなきちっとした処理方法が大事だと思うんですけども、これをやっていくと延々とかみ合わない議論になるかと思います。私は市が委託した場合、ただ、お金が戻って「ああ、そうですか」ではない、活動内容まできちっと会計処理ができて、そういったチェック体制をしていただきたいとお願いして終わります。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 それでは、同じく137ページの一番上、4) 地域福祉計画推進に要する経費のところで伺います。

この項目は当初予算では地域福祉計画策定等委員会の会議を2回から4回に増やしますという予算立てだったと思います。多分コロナの関係で集まることができないので、4回が1回になったんだろ

うと思いますが、当初4回の会議を予定していたことがこの1回の会議で全て目標達成することができたのかどうか、そこら辺を伺います。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

予算ではおっしゃるとおり4回の開催予定でいました。昨年度予定していた4回で今地域福祉計画の中間見直しを行う年度でしたが、委員おっしゃったとおり、コロナウイルスの関係で会議開催がなかなか難しい状況ということであったので、中間見直し時期を1年ずらして今年度実際見直し作業を進めているところです。

開催について1回のみにさせていただいたんですけれども、その1回で前年度の取組内容の確認をして、中間見直しに向けた整理という位置づけで、そのような体制で1回のみですけれども、やったところです。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 なかなか計画どおりにいなくて御苦労されたと思います。

この委員の皆さんは任期がちょうどこの2年度で終わって、令和3年度の6月から新しい委員の皆さんが選考されたと思います。そうしますと、中間見直しをする予定だったということですから、これはまたもう一度新しい委員で考えなきゃいけないということになると思うんですが、コロナの状況はもしかしたら今後も相変わらずになるかも分かりません。オンラインの会議等の検討はされますか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

昨年度の話だけ先にさせていただくと、昨年度はまだオンラインでできる体制が整備されていなかったという状況もあったので、実際にオンラインでの開催というのは検討していなかったところですが、それ以降、今年度以降の話という形にさせていただきますと、相手方というんですか、委員さんの状況によってオンラインで参加を希望される方がいれば、その対応はできるような準備はしているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 決算なので、令和2年度の話なんですけど、令和2年度4回やるはずだった会議が1回しかできなかったということはかなりの執行残にもなっていますけれども、やはり計画が後々になってしまうということを考えると、この令和2年度の状況というのは非常に参考に今後していかなくてはいけないんだろうと思います。委員さんの選定も、委員さんはもう選定されていますので、そこでオンライン会議がやはりできるような方向に持っていけないんじゃないかと思いますが、いま一度確認の意味で今後の体制を伺います。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

会議開催についてオンラインでもできるような体制で準備は進めていきたいと思っております。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 139ページにあります9) 保健福祉相談事業の中の報償費の中から質問いたします。

まず、保健福祉施設サービスの苦情相談員さんがいらっしゃるんですが、こちらの相談の対応について実績を伺います。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

こちらについては市内の福祉関係施設に対する苦情相談という形で対応しているものになるんですけれども、昨年度に関して相談件数はゼロ件という形になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そうしましたら、この事業自体、保健福祉相談、こちらは事務事業評価を見ますと、延べで838件あったんですけれども、主立った相談の内容というのがもし分かれば御紹介ください。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

今委員さんがおっしゃられた福祉相談の件数についてなんですけれども、これと先ほど私がお答えしました苦情サービスの相談とは全く別物になりますので、まず御了承ください。

福祉相談の件数で多かった部分に関しては、DVの関係が一番多かったかなと記憶しております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 同じページの10) 虐待防止対策事業のところで伺います。

これは虐待と名前がついた、あるいはDVと名前がついたりという意味では、虐待となるとすごく幅が、範囲が広がることだと思うんですけれども、この10)における事業内容はどういうことになるのでしょうか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

この虐待防止対策事業の予算の概要としましては、家庭等における暴力対策ネットワーク会議の開

僅に係る経費が中心となっております。

それで、事業名につきましては、令和3年、今年度から事業名を暴力対策ネットワーク事業という名称を出して分かりやすい事業名としているところです。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 同じものかなと思って見ていたんですけども、やはりそうだったんですね。

暴力対策ネットワーク会議というのはすごい、全てを網羅して、児童から、高齢者から、障害者から、DVから全部の関係機関が出て、全部の報告がされて、そこでの大きな意味での集大成的なことが行われている会議なので、こういうふうに決算書とか予算書の中で位置づけるときに、目にもまたがっているじゃないですか、障害者から、高齢者から。そうしたときの位置づけというのかな、それが非常に難しいと思うんですけども、これはやはり会議の開催はここで位置づけて、例えば、次のページのDV防止対策の中ではDV関係だけに特化したものを集計し、その後の障害者とか出てくるものについてはそこで集約して、この10番目の暴力虐待ネットワーク会議で全体を取りまとめると読み取るしかないんでしょうか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 今、柴田委員おっしゃったとおりの考え方でいるんですけども、どうしても複数の課にまたがる事業を展開する中では、主管となる課を決めなければ動かない、動きづらい部分がありますので、その主管となる課としてDVを担当している社会福祉課が現在担当してこの事業に係る予算を計上しているというところで御理解いただければと思います。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 足場となる課が社会福祉課で、そこで取りまとめるということはよく分かりました。

そうすると、障害者とか高齢者とか全てにまたがったものの総束ねというのも社会福祉課で執り行うという位置づけでよろしいんでしょうか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 そのとおりで御理解いただければと思います。

○柴田圭子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 141ページの一番上のところに、11)の続きなんですけれども、生活困窮者住居確保給付金というのがあります。これは2倍とは、倍までとは行きませんが、やはりかなり、コロナの影響でしょうか、こういうことが起きた。この増えた金額の内訳というんですか、市はどういう対応をしてこの居住確保ということに持っていったんでしょうか。その経緯と、それから、内訳についてお知らせいただきたいと思います。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

住居確保給付金につきましては、まず対象になりますと、離職等であって、就労能力、意欲がある方が住居を失ってしまった場合、もしくは失いそうな方を対象としているというところなんです。その方に対して、賃貸物件にお住いの方に、その家賃の全額というわけにはいかないんですけれども、一部補助という形でしているものになります。これは国の制度をそのまま引用しているという形になっておりまして、国から4分の3の補助をいただいている事業になります。

この事業というのは1生涯1回しか原則使えないという制度になっておりますので、これまでなかなか利用されるケースというのは白井市の場合においてはなかった。相談を受けた段階で、どうしても1生涯1回という原則が、これも国の定めであるものですから、市の裁量でどうにもならないんですけれども、それを聞いてしまうとなかなか手を挙げづらかったのかなという印象は持っています。ただ、今回昨年度においては、コロナの影響もあったと思います、その影響もあって件数としては8世帯に支給しているところなんです。

話が前後しちゃうかもしれないんですけれども、補助する期間についてなんですけれども、原則3か月。その家庭の状況によって2回延長ができる。3か月でもう1回3か月、6か月目でもう1回、その状況を確認した上でさらに3か月から9か月というのがまず原則で、ルールとしてあります。これはコロナの状況もあって、令和2年度中の新規申請の方に限ってはもう3か月延長できるというので、要は1年間、これは特例になるんですけれども、措置が取られているものになります。

先ほど8世帯に支給しているということでお答えさせていただいたんですけれども、相談件数としては80件ほどありました。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 市としては不動産に対するあっせんとか、そういうことはできませんけれども、いっぱいその相談を、80件今相談があった、自分はここへ住みたいから、この補助をしてくれというわけにもいかないと思います。その辺の順序としては、どなたがどういう対応をしていくんですか、そして、決定になっていくんですか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

こちらの相談の窓口としては自立相談支援機関、くらしと仕事のサポートセンターが窓口として受けているところです。こちらの相談を受けたときに、まず家賃、住居確保給付金に限らず、その相手方の困窮の状態を聞きながら、どれが適切な支援になるかというところまで相談の中で対応しているところがありますので、仮に80件のうち8件しか申請していないから、残りはもう何もしないのかということではなくて、その残った件数の方に対しても、例えば、住居確保給付金じゃない、ほかの支援の仕方がある、何で家賃が払えないのかとかいったときに、就労の支援が必要であるならば、その

お手伝いも当然していくことになりますし、いろいろな条件を相談の中で引き出しながら対応していると御理解いただければと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

植村委員。

○植村 博委員 139ページの生活困窮者の自立支援事業11)です。このところに、委託料の下のほうなんですけれども、生活困窮者総合相談業務委託料とありますが、これはその前の年の項目には入っていなかったことなんですけれども、どういう内容なんのでしょうか。上は今までどおりの業務で自立支援に特化したもの、下は総合とついているんですけれども、その違いです。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

こちらについては昨年9月からコロナウイルスに関する総合相談窓口という形で開設した窓口になります。既存の自立相談支援機関であるくらしと仕事のサポートセンターに新たに人員1名を配属するような委託契約をしまして、コロナウイルスに特化した相談窓口という形で開設したのになります。

以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 そうすると、委託されている先という問題ではなくて、1名の増員ということだけですか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 新たな今回の契約をするに当たっては1名増員という形でやっていますが、基本的に自立の、要はくらしと仕事サポートセンターの相談業務と今回コロナの総合相談窓口というのは対象としている方が、生活にお困りの方を対象にしているものになりますので、1名の方はこれだけをやるということではやっていなくて、既存の相談窓口に3名おりますので、実際4名体制で自立の相談と窓口の相談を連携しながらうまく対応してもらっている状況ということで御理解いただければと思いますが。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

伊藤委員。

○伊藤 仁委員 ここで聞けばいいのかな。社会福祉協議会で緊急小口資金と総合支援資金と、その再貸付けという、この3つの融資を2年中に行ったと思うんですけれども、その実績と、それに漏れた人とかいるのかどうかという、その辺の確認をさせていただきたいんです。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

今委員さんおっしゃられた貸付け全般については社会福祉協議会そのものの事業となるので、実際に市で直接何かすることではないんですけれども、社会福祉協議会からいただいた報告がありますので、それに基づいてお話しさせていただきますと、昨年度の相談件数としては、貸付けに関しては大体1,100件の相談があつて、それに対する実績としては360件程度の貸付けを受けている方がいらつしやつたとは聞いております。

こちらについても、先ほど自立相談支援機関、くらしと仕事のサポートセンターということで何回も出させていただいていますけれども、こちらと連携しながら対応しているところがあるので、実際に貸付けを受けられなかった方がそれで終わりかというわけではなくて、社会福祉協議会からは貸付けを受けられなかった方に対してはくらしと仕事のサポートセンターに相談に行くようにということで伝えて相談は終えていると聞いています。その方が必ず来ているかどうかというのは把握していないんですけれども、そういう流れがあるようには、くらしと仕事サポートセンターからの報告ではうかがえるところではあります。

以上です。

○伊藤 仁委員 結構です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 135ページの19の扶助費です。前年度は50万6,000円ぐらいで、実際亡くなった方が高齢者で3人ぐらいだったということです。今回その半額以下なんですけれども、亡くなった方というのは何人ぐらいだったんでしょうか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

こちらの行旅死病人取扱費というお話の中では去年支出したのは2件という形になります。1件は高齢者の方で、もう1件の方はたしか事故で亡くなられた方と記憶しています。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 今の行旅死病人の事故というのは、事故で身元が分かりませんでしたということで行政で葬ってあげたということですか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 最終的には身元が判明している案件ではあるんですけれども、当初というのはまだ身元がはっきりしないところがあつたので、市で警察からお預かりをして対応したので、この結果になっているということで御理解いただければいいかと。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 下世話な話ですけども、身元が分かった場合はその御遺族の方からかかったものについてはちゃんとお支払いいただいているということによろしいんですか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

今委員がおっしゃったとおりでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 139ページの先ほどの10) の虐待防止対策事業のところを改めて。今度は実績というか、内容について、ここが全部を統括しているところだということで、ここでまとめて聞けたらいいと思って伺います。

暴力対策なんですけれども、総合的なことを伺うとするとここかと思うんです。コロナで環境が変わったので、DVが増えたとか、児童虐待、ネグレクトが増えたとか、そういうことがあるのではないかと容易に想像がつくんですけども、結果的にどのようなだったかという総括はできていらっしゃいますか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

こちらの暴力対策ネットワーク会議で取り扱うケースのことでお答えさせていただくとすると、全体的な件数としては、31年度が43件、令和2年度が46件という形で、微増というのがまずあって、さらにその内訳としていきますと、そのうちのDVに関して、31年が16件で、令和2年も16件、続いて高齢者虐待になると、31年が14件、令和2年が17件、児童虐待のケースでいきますと、31年が8件、令和2年が5件、それからもう一つ、障害者虐待に関して、31年が5件、令和2年が7件という形になっています。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、137ページの社会福祉協議会運営支援に要する経費のところを伺います。

老人福祉センターがかなり建てられて時間がたっているんですけども、あそこそのものを、コロナの関係もありましたけれども、どういう状況で、これからどうするかという話し合いは何かされたんでしょうか。

○広沢修司委員長 岩田委員、今ページ数は何ページになりますか。

○岩田典之委員 137ページ、あそこは違いますか。高齢者か。〔「社協の運営費の話になってくるので、今岩田委員さんおっしゃったのはまた高齢者福祉課の一般会計で出てきますので」と言う者あり〕ああ、そうか。では、失礼しました。はい。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 141ページの1目までですよね。最後の12)のDV防止対策事業について伺います。

DVは相談窓口も設けているけれども、随分いろいろなところを紹介していると思うんです。県の女性サポートセンターとか、男女共同参画のセンターとか。だから、白井市にだけ相談に来るというわけじゃないと思うんですけれども、それについて白井市としては何か全体把握できる状況になっているのか、直接県に問合せとか相談があった場合は県の担当課で全部取り仕切って、白井市には連絡が来ないのか、そこら辺、どのような連携を取っているのか。

そして、昨年度の結果、DV何件と先ほどおっしゃっていましたが。そういうのはどのような形で積み上げられた数字だったのかということを伺います。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

まず、県の女性サポートセンター等々に相談行く、直接相談されるケースというのでもあるとは聞いています。その中で県の女性サポートセンターから市に連絡をいただいて対応するケースはもちろんです。当然その連絡を受けたときに匿名かどうかという問題も恐らくあるかと思うんです。ので、全部が全部連絡をいただいているかと言われると、お答えは難しいところですが、支援が必要であるような人については必ず連絡をいただいて、それを引き継いで市も対応をしている状況ということで御理解いただければと思います。

それから、件数につきましては、事前にお配りした資料の中にも県に報告した件数ということで、昨年度は72件全体でDVの相談ケースがありましたとお答えしている中で、先ほどのDVで暴力対策ネットワークで16件受け付けしているところなんですけれども、こちらはケースとして今後支援、調整が必要なものについてが16件ということで対応しております。

残りの数については、実際情報提供であったりとか、1回の電話で、解決と言っていいのか分からないんですけれども、ある程度御納得されているケースとか、それから、他の機関に引き継ぐこともあったと思いますし、女性いきいき相談ということで定期的に相談に来ることによって解消されたりとか、次にどうしようとか、そういう話をされている方もあると聞いています。実際にケースとして受け取った件数が先ほど暴力対策ネットワーク事業で出した16件が継続的に対応している案件ということでお願いいたします。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

では、3款1項1目はこれで終わりにして、ここで休憩します。

休憩 午前10時46分

再開 午前 11 時 00 分

○広沢修司委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

3 款 1 項 2 目障害福祉費について、ページは140から153ページまでで質疑をお願いします。
質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 143ページの（２）の自立支援給付に要する経費です。これが前年度に比べると8,200万ほど上がっているんですけれども、具体的にどのような自立支援を始めたのか教えてください。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

ページ数でいうと145ページの指定障害福祉サービス費ということでよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 岡田委員、いかがですか。

○岡田 繁委員 はい。

○広沢修司委員長 それでいいそうです。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

こちらについては年々実績がかなり増えている状況にありまして、例えば、第5期の障害福祉計画で目標値を立てさせていただいているんですけれども、その中でかなり伸びが大きくなっているのが計画相談支援といいまして、障害者の方のケアマネジメントを行ってサービス計画を立てるところです。その伸びがかなり大きくなっているという状況があります。

また、視覚障害者の方の外出を支援する同行援護というのがあるんですけれども、こちらが、社会福祉協議会さんのガイドヘルパーからこちらの指定障害福祉サービスに移行したということもありまして、かなり見込みに比べて増えているという状況があります。

以上です。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 ちょっと外れちゃうかもしれないですけれども、視覚障害者のサポートということで、白井市では今は盲導犬というのは使われている方いらっしゃるのかどうか分かりますか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 お答えします。

先ほど説明した同行援護というのが実際はガイドヘルプができるヘルパーさんが同行されるという形で、盲導犬を利用されている方がいるかどうかというのは市では把握ができていなくて、県の取扱いになるということですので、申し訳ありませんが、把握しておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 今のところなんですが、伸び率が高い中に計画相談支援があるという御説明でした。計画相談の中でも一部の利用者さんに関しては家族の方が計画相談の事業所を使わずに作成して、それを提出することができる、いわゆるセルフプランニングが可能になっているかと思うんですが、2年度におけるセルフプランニングの率について記録があれば教えてください。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 白井市のセルフプランが比較的高いというのはかねてから課題ではあったんですけども、障害者と障害児があって、障害者に関してでよろしいですか。はい。障害者は令和2年度末で9%という状況で、年々減少している状況にあります。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 失礼しました。障害児も、すみません、教えてください。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 障害児に関しましては令和2年度末で55.6%になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 145ページから始まります3) 地域生活支援事業に要する経費の中から、ページは147ページ、次のページの中になります、上から2番目にある地域自立支援協議会委員報償金について伺います。

まず、予算が、少し執行残があるんですけども、これは委員さんの数の関係でしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 まず、予算の段階では12名の方の報償金の見積りをしたところですけども、1名辞退の方があったということで、実績としては11名の執行になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

そうしましたら、続きまして、こちらの協議会なんですけれども、2年度における活動状況とその成果について御説明ください。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 令和2年度につきましては、全体会を2回、それから、差別解消協議会として1回、生活支援部会の相談支援ワーキング、子どもワーキングを各2回、就労支援部会を3回開

催いたしました。一部書面会議、ウェブ開催ということになっております。

内容としましては、合理的配慮の事例を収集して取りまとめたり、あとは差別解消に関する啓発物資ということで、ポスター、チラシを作成いたしました。また、困難事例の検討をして、アドバイスをいただいたり、医療的ケア児の調査について情報共有しております。

成果としましては、障害者の方が就労するに当たって、特に工業団地へのアクセスが大変であるという課題がありましたので、それに関する提言書を市に協議会として提出して、工業団地への就労のアクセスが改善されたという結果が出ております。

以上でよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 工業団地のアクセスが改善されたという件なんですけれども、それは改善することによって工業団地の中に就労の場が広がるというか、増えるということと理解していいんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 実際行きやすくなったという改善にはなったんですけれども、実は今年度の自立支援協議会でもそのことは話題になったんですが、なかなか工業団地の実際の障害者の雇用率がうまく上がっていかないという課題が引き続きありまして、障害者の方が働きやすい場を創出していけるといいのではないかという話にもなっているので、現実的にはアクセスが改善したというだけではなかなか障害者雇用につながらない部分もあるのかなとは捉えております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

あと、最後に、コロナ禍ということで、やはり障害があることで平時と違う場面でなかなかスムーズにいかないこととかがあるかと思うんです。例えば、ワクチン接種に当たって配慮が必要であったりとか、非日常的なところで生活がうまくこなせないみたいな、いろいろな問題がコロナによって出てくるかと思うんですけれども、そういうことに介する解決というか改善に関して協議会で検討というか、そういった協議、市内でどうしていこうかという話合いの場を持ったことはありますか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 協議会で話題になったことはあったかもしれないんですけれども、具体的な策というのは協議会の中ではなっておりません。その課題に対してはやはり保護者の方からも要望が寄せられたというところもありまして、障害者の方のワクチン接種をいかにスムーズに行うかというところで、今年度の話ではございますけれども、対応はしております。

よろしいでしょうか。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○**石井恵子委員** 147ページの一番下、成年後見人等報酬助成について伺います。

白井市で被後見人、被保佐人、被補助人の内訳を、人数を伺います。

○**広沢修司委員長** 鈴木障害福祉課長。

○**鈴木智子障害福祉課長** 成年後見制度というのは全て市を通るわけではなくて、直接裁判所に申立てをされているケースがあるということで、実は市町村単位での人数が一般に公表されていないということで、全体像としては分からないところなんですけれども、市では市長申立てをさせていただいているので、市長申立てをした方に関しては把握ができるということにはなります。

類型別というのは把握ができていないんですけれども、今まで障害者の方に関しては8名の方の申立てを行ったという状況です。

以上です。

○**広沢修司委員長** 石井委員。

○**石井恵子委員** そうしますと、逆に成年後見人、保佐人、補助人をやったださっている方の人数は分かりますか。

○**広沢修司委員長** 鈴木障害福祉課長。

○**鈴木智子障害福祉課長** 市長申立てに関してどういう方がやったださっているかというのは把握しておりまして、社会福祉士4名、あとNPO法人3名、社会福祉協議会1名ということで、これには市内だけではなくて市外の専門職の方もいらっしゃいます。市内で法人後見を受任して下さっている団体というのは2か所あり、あとは社会福祉士の専門職で市内で活動して下さっている方もいらっしゃいます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 石井委員。

○**石井恵子委員** そうしますと、この決算書に出てきた64万8,000円というのは市が直接成年後見人の皆さんにお支払いしているのではなくて、被後見人や被保佐人の皆さんに出しているんですか。このお金のシステムはどんなふうになっていますか。

○**広沢修司委員長** 鈴木障害福祉課長。

○**鈴木智子障害福祉課長** 実際のところ報酬は御本人の財産からお支払いするものですので、支給しているのは御本人の口座になります。その管理が後見制度の場合は御本人と後見人の連名という口座になるので、実際の手続は後見人さんが取ったださっているんですけれども、支給自体は、御本人の口座に入って、そこから裁判所が認めた報酬額を後見人がいただく、そういう流れになります。

以上です。

○**石井恵子委員** 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 147ページになります。上からずっと来て、18負担金補助及び交付金の地域活動支援センター補助金は執行残が出ていますが、その理由について伺います。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 こちらについては、当初予算の段階では従来からお一人の方が継続して1か所利用されているというところで、その継続の部分と、あと、新規の申請の可能性があるということで新規お一人分を計上したんですけれども、実際は継続の方のみの利用になったということで執行算となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、これは市外の地域活動支援センターに対する補助金という理解でよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 補助先は柏市の地域活動支援センターになります。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

そうしましたら、地域活動支援センターについて伺いたいんですけれども、一応市内に設置を2か所の目標と計画に掲げているんですが、2年度においてその取組の状況がどうだったかお聞きます。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 確かに計画におきましては、第6期計画、令和3年度から2か所とはなっているんですけれども、今時点では市が行っている地域活動支援センターのみという形にはなります。

地域活動支援センター、障害者の方の居場所として非常に重要な場と捉えているんですけれども、例えば、生活訓練というのもプログラムとして似たような取組をしていて、少し機能は違うんですが、市内の事業所さんでまだ定員が充足されていなかったり、あとは令和3年度の報酬改定で就労継続支援B型が工賃だけではなくて生産活動への参加という居場所的な機能が付加される報酬体系になったということで、そこも居場所としての位置づけがなされるということもありまして、今方針として地域活動支援センターを増やしていくべきなのか、ほかの形態が望ましいのかというのを検討している段階というところであります。ただ、こういった補助事業というのは設けておりますので、もしこの補助事業の中でやってくださるところがあれば、令和2年度も予算化はしておりますし、もし手を挙げてくださるところがあれば、協議を進めていきたいと思っております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 149ページの一番上の4)の地域生活支援拠点等整備事業については何か目標達成しているということが書かれているんですけども、毎年1か所ずつ増やしていった今何か所という形での目標達成という認識でよろしいのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 地域生活支援拠点というのは面的な整備はするという形になっているんですが、これは今のところ機能としては相談機能、緊急時の受入れ対応、あと体験の機会の場の確保ということで、相談や緊急の対応というのは今市内1か所の法人にお願いしていて、それに関しては何か所も造っていくというよりは、1か所でしっかりと夜間休日の対応をしていただくという形になります。委託先としては1か所がしっかり夜間休日の対応も含めてやってくださる体制が取れたので、目標達成ということで判断しているということです。

ただ、その1か所が中心になって緊急の受入れ、いろいろな短期入所など、そういった連携先を増やしていくというのはこれから必要になってくるんですけども、核となる拠点ができたということでの判断になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 ということはその1か所でこれから中身的に連携先を増やしていくとか、そういう形での取組に今後移行していったらという、だって、この1か所は既にもうできているところですよ、〔「はい」と言う者あり〕事業評価シートなんかには目標1で成果として1と書いてあるので、毎年1か所ずつ増やしていくかのような読み取りをしていたので、おかしいと思って確認したんです。

そうすると、令和2年度中はその核となっている事業所の中での充実度、あるいは他への連携先を増やしていくとかいう広がりというのはあったのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 箇所数に関しては、今お話ありましたとおり、1か所を目標にして1か所が整備できたということでの評価になっております。

連携先に関しましては、私の今の説明の仕方が悪かったんですが、令和元年にこの拠点ができてから委託先ではそういった短期入所で連携してくれるところとか、そういった日頃から緊急時に対応してくださるような事業所と連携していくというのを図っていった状況にはあります。令和2年度中もそのような活動をしていただいていると思っております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 確認しますが、そのような場合に一応希望に沿った対応が令和2年度中は提供でき

たと考えてよろしいのでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 そのように評価してはいるんですけれども、またいろいろな形で広報に掲載したり周知しているんですけれども、実際の相談件数というのが年間で23件ということであまり多くはなくて、これを多いと見るか少ないと見るかというのはあるかもしれませんが、課題としてはもう少し障害ある方にこの拠点を理解していただいて、困ったときに24時間相談に乗ってもらえるということを広げていく必要あるとは思っております。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

植村委員。

○植村 博委員 149ページの障害者福祉サービス事業、5)の下のほうの扶助費のところなんですけれども、紙おむつの給付ということで、これはたしか前回重複を削っていくということがあったと思うんですけれども、それでこの減額につながっているのでしょうか。

○広沢修司委員長 植村委員、重複を削ってというのはどういうことなのでしょうか。

○植村 博委員 事業評価の中にそのように出ていたんです。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 紙おむつの給付に関しては、日常生活用具の中でも、全く同じ対象者ではないんですけれども、その支給を受けられる方がいらっしゃるということで、その重複に関して解消を図ったということで、それで執行残なのかというのははっきりお答えできないんですけれども、当初予算の段階で見込んだ人数よりは実人数が少なかったという結果になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 植村委員。

○植村 博委員 そうしますと、本当のニーズというか、必要としている人にはそういう意味では行き渡っているということで心配ないと理解しました。

あと、そのすぐ下のところです。福祉タクシーの助成金ということで、これは何か増やす方向でアンケート調査をするというのがどこかに出ていたような気がするんですけれども、今回そのようなことがなされた割には額的には減っているのかなと思うんですが、そこを確認させてください。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 令和2年度の決算に関しましては、まだ制度の変更というのは行われておりませんで従前どおりではあるんですけれども、福祉タクシーを含め、外出に関連するようなサービスというのはやはり減少している傾向にあります。福祉タクシー券に関しても、恐らく新型コロナの影響で外出自体を、特に障害者の方というのは重症化のリスクが高いので、皆さんが外出を控えると

いう状況があつて、月別の実績を見てもやはりコロナがはやり出してから枚数が減っているという結果がありますので、これに関しては新型コロナウイルスの影響ではないかと判断しております。

以上です。

○植村 博委員 結構です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 今のところですか。149ページの福祉タクシー助成金でいま一つ伺います。

令和2年度は申請に当たって利用者にアンケートを行いますというお話をされていましたが。交付の枚数や利用目的についてアンケートの結果はいかがでしたか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 概要を申し上げますけれども、令和2年度中にアンケートに加えて、あとは平成31年度と令和2年度の実際の利用実績を分析させていただいております。

アンケートの概要につきまして申し上げますと、配布枚数が適正か少ないか多いかというところを主にお聞きしたんですけれども、適正であるという回答をいただいたのが約66%でした。多過ぎるという方も19%いらっちゃって、少ないという回答が15%という状況でした。

利用目的としては、通院が約70%で、お買物が約15%という状況です。

利用実績について申し上げますと、平成31年度で実際に全て使い切った方というのは令和2年度も含めて10名以下という状況です。

障害種別についても特に偏りはなくて、様々な障害の方が使い切っていらっしゃるという状況でありました。

以上でよろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 使い切った方が10名以下というのは全体の対象者に対してパーセントでいうとどれぐらいになるんですか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 令和2年度中の対象者の母数というのも出してはいるんですけども、約1,100人ということで、割合としては出してはいないんですが、1,100人に対して10名以下という状況です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 ありがとうございます。対象者が1,100人ぐらいいることに対して使い切った方は10人以下だったということですね。

○鈴木智子障害福祉課長 はい。

○石井恵子委員 分かりました。結構です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 149ページの4) 地域生活支援拠点等整備事業について伺います。

先ほど年間の相談が23件ほどだったと伺ったんですが、間違っていたら、訂正してください、緊急時の受入れと対応についてはどうだったでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 その23件の中で緊急対応コーディネーターが実際に現地まで赴く必要があったケースというのはゼロ件でした。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この該当の施設は緊急でショートステイも受けられるんじゃないかと思うんですけども、ショートステイの受入れ実績というのはこちらの施設はどうなっていますか。令和2年度の実績をお願いします。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 短期入所の受入れについてもこの事業の枠の中ではゼロ件であったということです。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

あと、令和2年度の取組として面的整備を進めていくという中の連携施設の数というのは母体になっている法人のほかに広がりがあったか再度確認させてください。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 これは短期入所などの連携施設について具体的に何か協定を取り交わすとかいう形では実際なくて、日頃の相談業務の中でいろいろな事業所とつながりを相談員さんがつくって行って、いざというときにお願いできるような関係づくりをしていくという形になっております。でも、その中で、例えば、虐待の居室確保事業であったり既存の障害福祉サービスであったり、あと、レスパイト事業とか、そういった事業を活用しながら緊急の場合は保護するということにはなります。

虐待の居室確保事業については、市はこちらの法人も含めて2か所にいざというときにお願いできるということをお願いはしているんですけども、具体的にこの相談員さんがどこと連携しているところまでは把握できていないです。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 もう一つ、すみません。事務事業評価を見ると、市民対象者のニーズの状況

は増加傾向ということで、こういう状況も担当課が捉えているというのはお話から分かるんですけども、事業の今後の方向性が現状のまま継続と評価しているんです。

それで、これは重点的に重点戦略で整理をした事業でもあるし、もちろん緊急時の対応でいざというときに頼りになる施設でもあるので、積極的に拡充してほしい施設だと思うんですが、相談しながらこの連携施設を増やしていくという現状維持のままで果たしていいのかなと話を聞いていて疑問に思ったんです。

それで、令和2年度に、いろいろな状況はお聞きしましたが、方向性としてさらにここを強く推していくという検討のお話があったらお聞かせください。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 一つには、実は今年度この拠点の法人さんと話合いをしていて、実際に緊急保護が必要なケースがあったときにどのような流れで、どういう形で外部と連携していくかというフローチャートを作って、実際の対応がスムーズにいくようにということで、質の向上につながると思うんですが、そのような話合いを今年度はしているところです。

それから、現状のまま継続というのは委託先の法人さんにそのままお願いできればという部分ではあるんですけども、ただ、地域生活支援拠点というのは本来であれば5つの機能があって、そのうち3つを取り急ぎ優先させて整備したということがありますので、残りの2つ、専門的人材の確保要請と地域の体制づくりというところがありますので、今後の方針としては当然その2つの機能というのも非常に重要なので、最初の相談、緊急の受入れという体制が整ったら、そういった機能を拡充して拠点の充実を図っていければと考えているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 確認したいんですけども、先ほど福祉タクシーのことでアンケートとありましたけれども、この福祉タクシーは、例えば、透析のような方にも補助していますか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 人工透析を受けていらっしゃる方ということですか。人工透析の方も対象になっておりまして、配布枚数を5倍、年間180枚ということで、等級が当てはまればということですけども、身体障害者1・2級で人工透析を受けていらっしゃる場合は180枚を交付しております。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうすると、その方の障害度というんですか、あれで支給される枚数は変わってくるということよろしいですか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 この配布枚数というのは腎臓機能障害の方で人工透析を受けている方と限定させていただいているので、透析を受けている方に限り180枚で、それ以外の方は年間36枚になります。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そういう状況下の中で全体からアンケートを取ったわけですか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 人工透析を受けていらっしゃる方もアンケートには入っておりまして、先ほど説明不足でしたけれども、全て使い切ったという方は、180枚交付を受けている方については180枚を使い切ったということにはなりません。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうなると、先ほどの15%の方の中にはそういう人工透析のような方がアンケートの中で大分入っているということは理解していいですね。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 アンケートの対象者には透析の方も含まれているということです。

よろしいでしょうか。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

○竹内陽子委員 待ってください。今「いいですね」と言ったときの答弁が、15%の中にそういう方々が入っているわけですね、確認します。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 すみません、15%、少ないという回答の方に人工透析の方がいらっしゃったかどうかまではもう少し詳細な資料がないとお答えができないので、後で確認させていただきます。

○竹内陽子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 149の地域生活支援拠点等の整備事業に関してですけれども、先ほど年間の相談というか、利用件数が23件ということだったんですが、この拠点にお願いしている事業者さんというのはほかにも何か事業をされているんでしょうか。これだけなんでしょうか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 こちらの事業所は障害福祉サービス全般もやっておりますし、あと、障害者の方の計画相談とか、計画を受けていらっしゃる一般の障害者の方の相談というのもの

やっぺらっしやいます。そちらは相談に関しては日中の支援なんです、安心生活支援事業、拠点の中でのこの事業というのは夜間休日の対応になりますので、同じ法人さんで日中から夜間休日まで対応していただいているという状況です。

以上です。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 すみません、これは間違っているかもしれないですけども、この446万8,400円を23で割ると1回当たり19万4,000円ぐらにかかっているんですが、例えば、1回利用ごとに2万円とか3万円とかというお願いの仕方はあるんですか。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 こちらは夜間休日に担当する相談員が輪番で携帯電話を常に所持していただいて、相談があったら、その電話を受けるという体制を年間を通じて維持していただいておりますので、相談件数としては少ないんですけども、そういった障害者の方が安心できる体制を常に維持するということを考えると、職員体制に対して一定の委託料というのはお支払いしなければいけないと考えております。

ただ、その中で単価で設定している部分もありまして、もし緊急で派遣をした場合にはさらにそれに対して1件幾らという支払いはするので、それが該当がなかったので、委託料として払っていないんですが、その体制を取るというところで委託料が必要になると捉えております。

以上です。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 変な話、23回の利用じゃなくて230回の利用でも金額的には一緒ということですか、先ほど言った現地に赴くことがなかった場合ですけども。

○広沢修司委員長 鈴木障害福祉課長。

○鈴木智子障害福祉課長 件数が多くなったからといって増えるということもなく、人の配置に対する委託料ですので、件数の多い少ないに関わらず、その体制を取る、同じ委託料になるということにはなります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、2目を終わります。

次に、3目老人福祉費、4目老人福祉センター費、5目老人憩いの家費、6目国民健康保険費中国国民健康保険特別会計事業勘定への繰り出しに要する経費を除くところと、7目介護保険費中介護保険特別会計保険事業勘定への繰り出しに要する経費を除く部分、それから、8目指定介護予防支援事業費、9目後期高齢者医療費中後期高齢者医療特別会計への繰り出しに要する経費を除く部分について

まで、156ページから163ページまでになります。

質疑をお願いいたします。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、3目、153ページ、7節の報償費、これは約9割が委託料に流用して、残った約1割が不用額になっておりますけれども、つまり、予定していた報償品を使っていないということですが、この理由を伺います。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 報償費につきましてお答えさせていただきます。

この報償費につきましては、当初老人福祉週間に関連する報償品として100歳と88歳の方への記念品をお送りする予定でした。

この内容につきまして、今回コロナ禍ということで皆さんにお渡しする方法を変更して実施したことに伴いまして、委託料に同様の内容で実施する形で流用しているものとなっております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうすると、予定していた100歳と米寿の人には、業者かどこかに委託して御自宅にお届けしたということですね。確認です。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

○岩田典之委員 了解しました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、157ページ、4目老人福祉センター管理運営に要する経費をお伺いします。

老人福祉センターですけれども、かなり建物も古いし、たしか令和2年度に今後あの建物全体を、センター全体をどうするのかという在り方検討会を多分したと思うんですが、どのような意見が出たか、まず伺っておきたいと思います。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 今お話しいただきました内容としましては、白井市公共施設個別施設計画の関係になるかと思うんですが、こちらにつきましては公共施設マネジメント課が主管として実施している内容となります。ここでいろいろな御意見があって、老人福祉センターを今後どのようにしていくかという御意見をいただいておりますが、その辺を含めて今後検討していくような形になっております。いただいた意見としましては、このまま継続していただきたいという意見ですとか、様々な意見がございました。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、あの建物、センターそのものは今後どうするのか、現状のものは継続していくのか、あるいは違った形で運営していくのか。それは令和2年度においてどこまで話はされたのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、令和2年度にどこまでそこで検討されていたかということについてお答えさせていただきます。

この計画の中では長寿命化計画をつくっておりまして、令和11年度、この時点で長寿命化の工事を実施するという形の計画となっております。

細かい内容につきましては今後検討を進めていって、最終的に令和11年にどうするかを検討していくという内容となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、令和11年度に工事するということですが、あの建物そのものを今後どういったことに使うかというのは令和2年度にはまだ決まっていないということですよね。これから検討するということですか。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 そのとおりでございます。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 あそこのセンターには、あの建物には、建物の特に1階ですよ、老人福祉センターの部分には高齢者がかなり多く来ていたんですけども、要はナッシー号の乗り継ぎが悪い、あるいは、コロナの関係もありますが、お風呂そのものが使えないとか、コロナ禍の中でカラオケができないとか、もろもろの課題があると思います。令和2年度においてはお風呂そのものをどうするのか。令和2年度にはまだ修繕されていないわけですけども、いつ修繕して、お風呂そのものをどうするのかという話はされたのでしょうか。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 お風呂の関係ということでお答えさせていただきます。

令和2年度中ということではあるんですけども、現在、決算とはずれてしまうかもしれないんですが、検討を進めているような状況となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認ですけども、そうすると、あのお風呂は修繕、つまり、直すということによ

ろしいでしょうか。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 その部分も含めて現在検討中となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 今の続きです。先ほどアンケートを調査されているということですが、そのアンケートの結果次第ではお風呂はもう修理しないということなんでしょうか。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 アンケートの関係ということになりますが、実際そのアンケートを参考として最終的に決定していきたいと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 もう一度ぜひ前向きに御検討いただきたいんですけれども、利用者数が前年度1万3,131、令和2年度3,106ということで23%になっているというのはやはりお風呂がないからだと思うんです。ぜひよろしくお願いします。

○広沢修司委員長 答弁はよろしいですか。

○岡田 繁委員 いいです。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 159ページの介護保険費、7目の1)の負担金補助及び交付金の中の地域介護福祉空間整備等補助金がたしか昨年補正で入ったものなんですけれども、中身的には高齢者施設の何か修繕とかのためのお金だという注釈があります。結局これはどのような形に使われたのかをお願いします。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、地域介護空間整備事業の関係でお答えさせていただきます。

令和2年度につきましては、認知症高齢者のグループホームに対して耐震改修等の防火補強工事、あと利用者等の安全確保等の視点からの老朽化に伴う大規模な修繕等を実施しているものとなっております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは何か所の施設に対して行われましたか。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 箇所数につきましては1か所となっております。

以上です。

○柴田圭子委員 分かりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 157ページの6) 新型コロナウイルス感染症対策に係る市民等支援に要する経費の中の12委託料にあるDVD作成業務委託料なのですが、こちらを作成した配布実績について伺います。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 それでは、DVDの配布実績ということでお答えさせていただきます。

DVDにつきましては1,000枚作成させていただきまして、そのうち500枚を配布している形となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 残りの500枚はどのように使う予定でしょうか。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 今後も引き続き窓口ですとか各センター等で配布させていただきたいと考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

ほかに質疑はございますか。

では、163ページの9目までを終わりにいたします。

ここで休憩に入ります。

再開は1時15分。

休憩 午前11時59分

再開 午後1時15分

○広沢修司委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

○鈴木智子障害福祉課長 午前中に竹内委員から御質問いただきました、福祉タクシー助成金の件で答えをいたします。

アンケートの枚数が少ないという、15%の回答に人工透析の方が含まれているかどうかということでしたけれども、大変申し訳ないんですが、アンケートを取る際に、人工透析を受けていらっしゃる

かどうかという項目を設けておりませんで、どの程度の方が含まれているかというのが、正確に分かりません。枚数が少ないという方に対して、何枚必要ですかというふうにもお聞きしているんですけども、それに対して180枚、最大枚数を超える希望があった方というのが、お二人だけでしたので、この2名の方が人工透析であるという可能性はあるという回答になります。

また、利用実績で見ますと、先ほど10名以下の方が最大枚数までとお伝えしたところですが、各年度1名の方が、人工透析の方でいらっしゃいました。180枚まで使っていらっしゃる方です。

さらに関連して、午前中の答弁で説明が不足していたところがありますので、ちょっと御説明をさせていただきたいんですが、約1,100名と申し上げたのが、タクシー券の交付が受けられる対象者の母数ということになります。実際に、令和2年度中にタクシー券を希望されて配付した方というのは291人で、1枚でも使用された方というのが156人でした。アンケートというのは、タクシー券を配付させていただいた方に行いまして、実際には、184人からの回答の結果ということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいでしょうか、竹内委員。

竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 午前中に岩田委員から御質問いただいた回答の内容に、補足をさせていただきたいと思います。

老人福祉センターの在り方検討会というようなお話が出ておりましたが、回答させていただいた内容としましては、長寿命化計画に伴う意見交換会を実施した内容に対する回答とさせていただいております。老人福祉センターに対する在り方検討会については、設置はしておりませんので、補足をさせていただきます。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。何かございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 確認ですけども、私の記憶では、在り方検討会というような話であって、私も二、三回傍聴に行ったんですけども。そうすると確認ですけども、長寿命化であれば、令和2年度からすると工事が令和11年ですから、8年先、9年先ということになります。そうしますと、長寿命化という話であれば、今の施設、いわゆる老人福祉センター、青少年女性センターでしたっけね。それからいわゆる、みのり。それをそのまま令和11年、あるいはそれ以降も維持をしながらやるということですよ。であるならば、先ほどもちょっとありました、お風呂も当然残すことを前提に、その修繕方法、いつ修繕するかということを検討していると、こういうことでよろしいですね。確認ですけど。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 今の御質問にお答えをさせていただきます。

浴場の修繕につきましては、現在検討中で、先ほどもお話の中でさせていただいたんですが、現在

アンケート調査をやっておりまして、そのアンケート調査の結果を参考として、再度検討させていただくこととさせていただいております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 再度確認をします。

そうしますと先ほどの答弁で、私の聞き間違いじゃなければ、先ほどは、あのお風呂を残すかどうかも含めて検討するというようなニュアンスで受け取ったのですが、そうではなくて、あの浴場、お風呂を今後はどういった形で修繕あるいは改造、違ったお風呂にするかも分かりませんが、いつ、どういった形で修繕するか、それを検討するということによろしいですね。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 ただいまの質問にお答えをさせていただきます。

お風呂につきましては、修繕の可否も含めて、現在検討を進めているところとなります。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 そうしますと、確認です。令和2年度、可否というのは、つまり、お風呂を残さないという選択もあるということですか。確認です。

○広沢修司委員長 竹内高齢者福祉課長。

○竹内 崇高齢者福祉課長 そのとおりです。

以上です。

○広沢修司委員長 では、先に進めさせていただきます。

3款2項1目の2項児童福祉費、1目児童福祉総務費について、ページでいうと162ページから177ページまでで質疑をお願いします。質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 では、163ページの一番下、3)子どもの遊び場維持・管理に要する経費。これは、市内17か所ですかね、にあるということでした。工事や何かですから、コロナの影響は受けにくい事業だと思うんですけども、かなり執行残が残っています。この理由を伺います。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えをさせていただきます。

1つの項目で残っているというよりは、幾つかの項目での執行残によって積み上がっているものということなんですが、幾つかお話をさせていただきますと、1つには、委託料の中で病虫害の駆除の委託というのが、当初予算で持っていたんですが、いわゆる病虫害の発生がなかったということで、執行しなかったものがございます。それから修繕費のほうで、実際には2か所の修繕を行ったんですが、予算額ほどの執行がなかったというようなこと等々によりまして、執行残が出ているような状況

でございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

長谷川委員。

○長谷川則夫委員 それでは、167ページ6) 待機児童対策事業のうちの12番の中で、送迎ステーション運営委託料。この送迎ステーションの利用実績について伺います。

○広沢修司委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 それでは、送迎ステーションの利用実績についてお答えいたします。

送迎ステーションにつきましては、開始当初の利用人数としましては4月が9人、年度末の人数が13人となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 長谷川委員。

○長谷川則夫委員 年度途中からでしたよね、たしかね。違いましたっけね。

○広沢修司委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 4月から開始しております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 165ページの上のほうにあります、委託料ですね。そこに僅かな金額なんですけど、水質検査委託料というのがございます。これはどこを検査して、そして、その結果はどうだったんでしょうか。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それではお答えをいたします。

こちらの項目では、子どもの遊び場の項目の中での執行ということでございまして、市内17か所あるんですけども、その中で、1か所だけ井戸水を使った水道がございます。これは、谷田・清戸のところの子どもの遊び場に井戸の水道がございまして、その水質検査というのを毎年行っておりまして、結果については、特に問題ないというようなことでございます。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 地区は違いますけれども、井戸っていうのは、帯水層でつながっております。神々廻のほうは一時問題があって、ここに隣接する地区ですけども、そういった意味では問題はないというけれども、基準より下ってということであって、全く問題ないという状態だったんですか。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 失礼いたしました。ちょっと今、答弁が間違っておりまして、内容としては不適ということでございます。水につきましては、飲料用ではなくて、手を洗うための水道とい

うことでございました。失礼いたしました。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 167ページになります。6) 待機児童対策事業の中の委託料、幼稚園等送迎ステーション運営委託料について伺います。

先ほど利用実績が、令和2年度の4月が9人で、年度末の3月が13人ということでお聞きをしました。この送迎ステーション、定員が18名だったかと思うんですが、数字的には通年通して空きがあった状況なのかなと思うんですけれども、この送迎ステーションの実績について、まだ受け入れる余裕があるけれども、利用されないということに関して、どのように分析をされているのかお伺いします。

○**広沢修司委員長** 片桐保育課長。

○**片桐 啓保育課長** 送迎ステーションの受入れ年齢が、3歳、4歳、5歳となっております。たしか、すみません、ちょっと今、手元にちょっとその13人の内訳がないんですけれども、ある年齢を多く受入れ過ぎちゃうと、年齢のバランスが崩れちゃって、次の年の受入れが難しいというようなことがございます。そこで、確かに年齢によっては空きが生じている状況なんですけれども、年齢によっては、ちょっと待っていただいている方もいるというような状況でございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** そうすると、令和2年度においては、この送迎ステーションの運営については、おおむね良好だったということでよろしいのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 片桐保育課長。

○**片桐 啓保育課長** 開始の初年度としては、18人のところを13人という5名の空きは生じていますが、実際に令和3年度などは増えてきていますので、おおむね良好に運営できたのではと考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** まず、165ページの先ほどの子どもの遊び場、14工事請負費の。遊び場の看板撤去工事というのがございます。これは、コロナの看板に建て替えるときに、撤去するのは自前でやるという話を聞いていたんですけど、その一環になるのかどうか、その確認だけさせてください。

○**広沢修司委員長** 永井子育て支援課長。

○**永井康弘子育て支援課長** こちらの看板の撤去費でございますけれども、いわゆるコロナとは全く関係なくて、現場のほうの、いわゆる劣化度調査をやったときに、朽ちていてもう倒れそうな状況であるということで、危険な状態であったので、それを除却したということでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 それは分かりました。何か所でしょうか。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 こちらにつきましては、1か所になります。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 では次に165ページから始まる、5)放課後児童健全育成に要する経費、学童のことですね、これについて伺います。

備品購入とかが増えていますが、学童は、昨年度は休校の期間の子ども受入れとかで、結構大変だったと思うんですけども、それに関する委託料の変更とか特になく、そのまま運営をしていたのかどうか。この金額だと、変化を見られないんですけど。それで無理がなかったのかっていうことを伺います。

○広沢修司委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 コロナの関係で、学校の休校等があった際の学童を受入れした中で、委託料の変更はなかったけど大丈夫かということについてお答えいたします。

学童のほうも、受入れは継続的に行っていたんですけども、登所自粛ということをお願いしている中での開所とさせていただきましたので、そこにつきましては、支障なく行えたと聞いております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そうしましたら学童に関しては、新型コロナの補助金で、いろいろ消耗品を買ったりとかを、後で出てくる中にあると思いますけれども、それ以外に、ここで備品購入が結構増えていると思うんですけども、それもコロナ対応で机を増やしたとかそういうようなことなのかと勝手に思ったんですけど、こちら辺はどうなんでしょうか。

○広沢修司委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 こちらの備品につきましては、通常の運営でかかってくる備品で、通常の運営において電話機ですとか、あとはちょっとセキュリティカードをちょっと破損してしまったりだとか、通常の運営の中で備品を購入するものが増えてしまったので、今回の額となっております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 分かりました。そうしましたら、コロナ関係のものというのは、もうとにかく一番最後のほうに、175ページの15)の中に、全部、学童もファミサポも児童福祉施設も、みんなそちらで一まとめで計上しているというふうに読んでよろしいですか。

○広沢修司委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 この同じ款項目の15新型コロナウイルス対策に要する経費につきましては、こちらは学童とファミサポ分で、また保育園ですとか地域型保育事業につきましては、また違う款項目のほうで、同じような補助事業が入っておりますので、そちらのほうに計上しております。学童に関しましては、こちらの15の事業のほうに計上しております。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そちら辺について整理はつきました。分かりました。

じゃあ引き続き、6) 待機児童対策事業についてです。

18番の保育士処遇改善事業費補助金があります。これは年度途中で補正をされ、さらに6人分ですか、助成の枠を広げるということでしたけれども、結局、決算書を見ると、当初予算よりも低いぐらゐの金額になってしまっています。成果としては、どうだったんでしょうか。思ったとおりの人は、集めることができたんでしょうか。

○広沢修司委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 全体の保育士数としましては、前年度と比べて大きな増加というのはございませんでした。ただ、常勤・非常勤の割合につきまして、私立保育園の場合、常勤の率が前年度に比べて上がっておりますので、保育士が流出しなかったことと、そういった常勤の率が上がったというところに、効果があったと考えております。

以上です。

〔「はい、分かりました。結構です」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 169ページになります。8) 子ども医療費助成事業について伺います。

19の扶助費にある子どもの医療費なんですけど、執行残が大きいんですけど、これはどういったことで担当課は把握されていますか。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、扶助費の残ということでお答えをさせていただきます。

正確なところは、なかなか分からないんですけども、幾つか要因があると思っています。1つには、まず、いわゆる子どもの数が減っているというところはあると思います。そのほかに、実際の執行に当たりましては、コロナの影響での受診控えというのがあったのかなというふうなことでは、これもうあくまでも推測でありますけれどもあります。この辺については、総支給の額と助成件数を割り返してみたときの平均給付額というんでしょうかね、というのが昨年よりも今年のほうが少し上がっておりますので、そう考えますと、軽微なものの受診が少なかったのかなというふうなことも推測はしているところです。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 分かりました。もしよろしければ、1人平均にした前年度と今年度の単価というんですかね、数字の比較を教えてくださいませんか。

○**広沢修司委員長** 永井子育て支援課長。

○**永井康弘子育て支援課長** 手元の資料におきましては、昨年度は1,827円。これは、単純に総額から助成した件数を割り返しているだけなので、正しいかどうかというのはあるんですが、令和2年度については、2,000円ジャストということになっておりまして、少し上がっているという状況でございます。

○**広沢修司委員長** よろしいですか。ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 次に171ページの11) こども発達センター事業について伺います。

こども発達センターについては、来年の4月に児童発達支援センターを開所するっていうことで、今年度は、その移行になっているかと思うんですけれども、その令和2年度の移行に当たっての取組の状況について伺います。

○**広沢修司委員長** 永井子育て支援課長。

○**永井康弘子育て支援課長** それでは、お答えをさせていただきます。

形として残る部分としましては、まず、保護者等々への説明会というのを、昨年8月に2度ほど開催をしております。それから、関連する部署への説明ということで、小・中学校での校長会ですとか、保護者の会の会長とお話合い、それから、自立支援協議会等々での御説明などをさせていただきました。

あと、保育所等訪問事業を始めるに当たって、まずモデル事業的な形で、まず試行的に実施するということを考えておりまして、令和2年度につきましては、清水口保育園と白井第三小学校のほうに、それぞれ担当が出向いて実験的に実施したというような状況でございます。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 去年の8月に保護者の説明会を2回開催したっていうことですが、参加者はどれくらいいましたか。初回やったときは、あまり集まっていなかったっていうふうに聞いたんですが。

○**広沢修司委員長** 永井子育て支援課長。

○**永井康弘子育て支援課長** ちょっと正確な数ではないんですけれども、2回でおおよそ60名ということ聞いております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 それから、今説明のあったモデル、トライアル。何かモデルとして保育所、清水口と第三小学校で始めるということなのですが、これは令和2年度に始めるということなので…、違って、令和3年度から始めるから、令和2年度は、実際には行っているんですか。というのも、資料の中で保育所等訪問の実績がゼロだったので、その辺りを伺います。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 まず、移行については、令和4年度からということを想定しておりまして、令和2年……、すみません。少々お待ちください。失礼しました。

では、お答えをします。

令和2年度、令和3年度で準備のためにモデルケースとして、実験的に事業の模擬というんでしょうか、という形で実施をしております。昨年度は先ほど申し上げましたように、清水口の保育園、これは年中児1名に対してということなのですが、5回ほど訪問をしております。それから第三小学校につきましては、1年生1名なんですけれども、こちらは、3回ほど訪問しています。

ちなみに今年度につきましては、また園と学校を変えて、また同じようにテスト事業というんでしょうか、ということではいろいろな事業化に当たっての整理をしているところでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 保護者のほうの希望として、毎回毎回上がってきているのが、個別の療育を増やしてほしいというものがありません。それは、今年までは放課後デイサービスがありますので、それでの専門職の指導を、もっと回数を増やしてほしいということになりますけれども、この先、放デイがなくなってしまったら、個別の指導がなくなることになるんですけれども、それはどのように令和4年度以降は、補填をしていけるんでしょうか。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 これからの話なので、今のところの考え方ということでお話ということではよろしいでしょうか。

1つには、そのまま放課後デイサービスの穴が空いたものが、そのままどこかに埋まるという形は、なかなか難しいというふうに考えております。大きく分けると、幾つかやる方法があるんですけれども、1つには、他の事業所のほうに通っていただくということを、そこをうまくつないでいくということが重要だと思っています。そういうことが1つ。それから利用者の中でも、年間の利用回数が少ない方というのも結構多くいらっしゃいます。そういった者につきましては、いわゆる個別療育ではないんですが、専門職相談という時間を設けまして、予約制にはしたいと思うんですけれども、日頃の療育っていうんでしょうか、そういった部分について、保護者の方が悩んでいらっしゃることを、専門職のほうに話を聞いて、助言をするというそういう形で、なるべくフォローが効くような

ことをやっていきたいというふうには考えております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** すみません。最後にお聞きしますが、今までの話の流れの中で、今利用している保護者もそうですし、保護者会と話をしたというのもそうですけれども、そちらのほうは、センターの移行に関しては納得をしているというか、保護者達の意思の確認というのは、どういう状況でしょうか。

○**広沢修司委員長** 永井子育て支援課長。

○**永井康弘子育て支援課長** 先日も、今年度に入りまして、保護者の説明会というのは開催させていただきました。そういった中で、いわゆる、どういうふうに変わっていくのかという内容の確認というのは幾つかあったんですけれども、現状の中では、あまり否定的な御意見というのはございませんでした。

以上でございます。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。ほかはよろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に2項2目児童措置費、3目児童館費についてまで、176ページから183ページまで質疑をお願いします。質疑はございますか。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に保育所費、ひとり親福祉費についてまで。182ページから195ページまで、4目と5目をお願いします。質疑はございますか。

小田川副委員長。

○**小田川敦子副委員長** 183ページになります。下のほうにある2) 保育園事務及び運営に要する経費。この1報酬の中にある、家庭的保育事業等会計指導監査員報酬なんですけど、この会計監査の結果について伺います。

○**広沢修司委員長** 片桐保育課長。

○**片桐 啓保育課長** こちらの監査につきましては、市が認可をする地域型保育事業、市の場合ですと、小規模保育所が3つございまして、そちらの監査となりますが、いずれも大きな問題なくおおむね良好というような形で結論が出ております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** 同じ183ページの児童館管理運営に要する経費の委託料のところなんですけども、これは御担当が違うのかもしれないんですけど、指定管理料なんですけど、決算書を、それぞれの館

のを見ますと、児童館とかセンター、全部のを合わせたものが出ているんですけど、その中に駅前センターと複合センターだけが、新型コロナの給付金を受けていて、ほかのところは、給付金がないんですね。ちょっとそれは前にも聞いたんですけど、指定管理者としても給付金を受けることができるということを聞いていたので、一部の、言ってしまうえば、ワーカーズだけですね、給付を受けているのは。ほかのところの光夢辿とかは、受けていない。あと、コミプラもコミセンも指定管理者なのに、そういうものが入っていない決算だったので、ここで聞くのか、前に聞くのか、3つに分かれて出てくるんで、どこで聞いたらいいか分からなかったんで、ちょっと今、忘れないうちに聞こうかなと思いますけど。こういう給付は受けられるんですよというのは、ここは担当じゃないのかなとは思いますが、そういう話があったかどうかだけでも。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それではお答えをいたします。

それぞれの事業所に対して、どういった給付金だとか支援策があるかということは、特段、指定管理料の議論をするときには、特別そういったところまでの突っ込んだお話はなく、この精算をどうしていこうかというような中でのお話だったというふうに聞いております。

以上です。

〔「何かしっくりしないけどね。何かね。何で一部だけもらってんのかなとか、計上してないのかなとか」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 同じように運営しておきながら、2か所だけもらって、ほかが決算書に出さないのか、どういう扱いになっているのか、もらってないわけもないだろうと思うし。何かすごく何かそこら辺の記載が何か一律でないので、逆に疑問を持ってしまうような事例だったんですね、今回は。なので、ちょっとまた別の機会に個人的にでも行って聞いてみます。ありがとうございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 191ページです。これは、保育費の真ん中の7) 保育園で食育推進事業っていうのは、予算よりかなり低めで事業を終えたんですけど、実際にどういうことを、食育というのを保育園で事業展開するんですか。

○広沢修司委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 保育園の食育についてお答えいたします。

保育園の食につきましては、食事のマナーの指導、あとは、苗や種などを買ってきて、自分たちで栽培したものを取って、それで食べるというような形での食育。あと、そういった自分たちで取った野菜で、献立を自分たちで立てて食べるような体験を通して食育を行っております。

以上です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 これは私の考え方なんですけど、それはそれでいいと思うんですけども、大事なのは、保護者が子どもに対する食育、食育と言うんですかね、食事の在り方。そういうことが大事な中で、そういう観点での食育事業というようなものはなかったんですか。

○広沢修司委員長 片桐保育課長。

○片桐 啓保育課長 保育園で行う食育に関しましては、あくまで児童に対する食育となっております。保護者を対象にした食育というのは行っておりません。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に参ります。3項1目、3項生活保護費、1目生活保護総務費、2目扶助費、4項1目国民年金総務費、5項1目災害救助費についてまで、194ページから199ページまで質疑をお願いします。質疑はございますか。よろしいですか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 197ページから始まる1)生活保護扶助に要する経費。この中の次のページをめくった一番最後にある、委託事務費について伺います。

これが、予算のときにはなかったんですが、内容の説明をお願いします。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

こちらなんですけれども、日常生活支援住居施設に対して、保護をされている方を預けると言うんですかね、という形で発生する委託費になるんですけれども、日常生活があまり、1人で生活することが少し困難な方を預かっていただける施設に預けることによって発生する委託費というんですかね。かかる経費分を、この委託としてお願いするような経費になるんですけれども、この制度が、令和2年10月から開始ということで、当初、その見込みというのはなかったんですけれども、途中で発生したことによって補正対応したことで、当初予算にはない項目という形になりますけれども、大丈夫でしょうか。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 確認なんですけど、日常生活が1人で困難であると、その困難度がわりかし軽度だと、グループホームに入るケースが多いかと思うんですが、そこはまた違う、こういう受入れをする施設があって、その施設に対して委託金が発生しているということですか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

こちらについては、グループホームとかそういう施設とはまた別の施設になるんですね。すみませ

ん、ちょっと言葉が出ないので、ちょっと時間をもらってよろしいですか。すみません。

○**広沢修司委員長** ではその間、ほかに。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** 197ページの2)の中の22償還金利子及び割引料が、ちょっと大きいんですよね。この生活保護総務事務に要する経費2,200万円のうちの1,800万円が返還金なので、前の年の精算なのかもしれませんけど、事業を見てもそんな大きな事業委託もないし、これはどういうことなのかの説明をいただきたいんですが。

○**広沢修司委員長** 村越社会福祉課長。

○**村越貴之社会福祉課長** お答えします。

こちらについては、前年度なので、平成31年度の扶助費として。扶助費というのは、事業が始まる年に、あらかじめかかる経費相当分をもらっているものになるので、それを次年度で精算することになるので、かかった経費の差額をお返しするような形になる性質のものになります。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

〔「だけどさ、こんなふうな目にまたがった書き方をするのかと思うんですね。変じゃない。だったら同じところにまとめなきゃ。扶助に要する経費の中にこれを設けるんだったら分かるけどさ。目をまたがっているから不思議なの」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** 村越社会福祉課長。

○**村越貴之社会福祉課長** お答えします。

扶助費の項目事業の中で、返していないことに対してということなんですかね。〔「そうです」と言う者あり〕すみません。これは、扶助費で確かにいただいたものなんですけれども、生活保護にかかった経費として項目立てしているのが、総務費の中に置いてあるというだけのことになるので、ちょっとごめんなさい、すみません。ちょっと理由については、明確にお答えできるものではないんですけれども、かかった原因としては、扶助費についてが、その前の生活保護総務費の中に項目を立てて返還しているということになります。

○**広沢修司委員長** 板橋財政課長。

○**板橋 章財政課長** 柴田議員の事業が違うってことで、財政課の整理としましては、197ページの2目の扶助費の中の生活保護扶助費に要する経費は、これは扶助費の経費ということで、過年度の償還金については、総務事務のほうで支払うという整理をしているということになります。

以上です。よろしいでしょうか。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

○**柴田圭子委員** 償還金とか、この返済が結構決算になるとあちこち出てくるんですけど、こんなふうに目をまたがった書き方をしていただろうかというので、ちょっと。今までも気にしながら見てはいたんですけど、その事業のあった中の後ろのほうに返還しますよっていうのが出てくると、す

ごく分かりやすいんですけど。ほかのところは、大体分かるから今まで聞かなかったんじゃないかなって、今思う。何かここだけは目をまたがって、それも大きな金額なので、こういう書き方なのか。要は前の決算書も見てみろよと言われたら申し訳ありません、見ていないんですけど、ちょっとすごく気になったので。これはもうやっぱり財政の決算の書き方として、こういうふうに決まっているんだろうとは思ってたんだけど、ちょっと何かしっくりこないというか、逆に分かりにくくなっているなと思ったんで。そういう書き方になるということなんですね。

○広沢修司委員長 板橋財政課長。

○板橋 章財政課長 御指摘のとおりでございます。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では続きまして、200ページ、4款1項2目予防費、ただし207ページの新型コロナウイルス対策に係る一般職員人件費を除き、200ページから209ページまでで質疑をお願いします。

岩田委員。

○岩田典之委員 205ページ。放射能対策事業に要する経費扶助費で、甲状腺エコー検査費用助成金、これは何件あったんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 令和2年度につきましては、2名がこの助成のほうを受けております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 結果はどうだったんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 結果につきましては、特に異常はございませんでした。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 201ページから始まる保健総務事務に要する経費。ここを、ページをまたがってすぐ登場する、白井市骨髓等移植ドナー支援助成金について伺います。

こちらは、実績として何名の方が助成を受けたんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 こちらにつきましては、1名の方から申請がございました。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 203ページの2) 感染症予防に要する経費のうちの……、ごめんなさい。205ページです、すみません。健診事業です、5) の。委託料の一番下の健康診断委託料、これはたしか補正があって、コロナの影響で集団健診が一部中止になったので、個別健診が増加するだろうという見込みで補正をしますというような説明があったと思うんですけど、その結果としてどうだったか。集団健診が大分できなくなっちゃっているから、昨年度の実績というのは、相当落ちてしまっていると思うんですけど、それでその分、個別の健診がアップしているのかどうかというところまでは、把握はできたんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 令和2年度につきましては、新型コロナの影響がありまして、まず集団健診につきまして、相当厳しいだろうということで、何か方法はないかということで、いろいろ検討を内部でさせていただきました。その検討につきましては、健診の中でも、集団と個別を両方合わせてやっている場合につきましては、個別に集中させていただくということで、個別を主に持ってきました。しかしながら集団の部分につきましては、やれない部分がございましたので、そこにつきましては、やはり減っております。

今回、資料が手元にあるかと思うんですけども、資料の88ページに健診の結果につきまして、載せさせていただいております。その資料の88ページの2番の健診の関係のがん検診委託料集団というところを見ていただきますと、そこはやはり増減のところの人数につきましては、三角が相当ついてるかと思います。それと89ページを見ていただきますと、89ページの下のほうに、がん検診委託料。こちらにつきましても、やはり三角が少しついております。トータルして、やはり受診者につきましては、少なかったという状況でございます。ちょっと説明が長くて申し訳ございません。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 その減っているというのは、見れば分かるんですけど、個別のほうに回ってもらったとか、個別の案内をしましたというものについてまでの把握をしているかっていうことを聞いたかったんです。要は、個別のほうに回ってもらって、少しでも、集団が減った部分を取り戻せるような形になっているのかどうかの結果が分かるんでしょうかということを知りました。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 個別のほうに移っていただいている部分はございます。それで、やはりそこで少し人数は稼げたかなという言い方でいいのかどうか分かりませんが、させていただいております。今は一般会計のほうなんですけれども、特定健診の関係がでございます。こちらは国保会計のほうになるんですけども、特定健診のほうも集団を取りやめまして、個別のほうで受けていただきました。個別のほうにつきましては、おおむね、少し増えているというような状況でございます。

全体的にも非常に少ないという、担当のほうからちょっと情報をいただきまして、個別・集団ともに、やはり減少しているというのが現状かとは思います。個別のほうも、やはり現実的には減っているというような状況でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 そこは分かりました。個別に行ってもらった場合、個別の病院なり何なりから、この人来ましたよってという報告があるとか、あるいは、本人から自主申告があるとか。その数字的なものを追えるような流れはあるんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 個別健診を受けたところから問診票と結果表、そちらのほうに戻ってまいりますので、それをチェックしているというような状況でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 それでは途中ですが、ここで休憩を取りたいと思います。

開始は2時20分。

休憩 午後 2時08分

再開 午後 2時20分

○広沢修司委員長 休憩前に引き続き会議を再開します。

村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 すみません。先ほど、委託事務費のところで、小田川副委員長から質問を受けていた件について、再度お答えさせていただきます。

委託事務費については、生活困難者のために、無料または低額な料金で宿泊できる施設の中で、個別支援計画を策定して、その方のこれから自立するための家事とか服薬管理、金銭管理とかの支援を、自立するためにそういうようなことをして、そのようなことをすることができる施設に対して、日常生活支援住居施設という許可をもらうことになります。その施設に対して、市から事務委託費として経費を払っているという流れになります。

令和2年10月から開始する制度で、当初の予算の段階では見込みがなかったんですけれども、10月までの間に許可を取った施設があった。そこに入っている入居者もいたことから、このような委託費が補正で発生しているということになります。

すみません。ちょっとうまく説明できたかどうかあれですけども、よろしくお願いします。

○広沢修司委員長 小田川副委員長、よろしいですか。

では、予防費について、ほかに質疑はございますでしょうか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 205ページから始まります6) 新型コロナウイルス対策に要する経費の中から、次のページになりまして、委託料の中にあるPCR検査委託料について伺います。

これに関しては、事前につけていただいた資料の中から、市独自のPCR検査が、この金額になるというふうに理解しているんですけど、具体的に、この検査の人数はどれぐらいだったのか教えてほしいです。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 人数につきましては、432人です。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 この検査は、学校とかそういった空間の中で、濃厚接触者じゃない方も対象として、速やかに検査をして感染を確認しましょうということも、そういった方の利用も含まれているかと思うんですが、結果として令和2年度の中で、この検査をしたことでクラスター化は防げたかどうかを確認したいと思います。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 今回この432人を検査しまして、全てマイナス、陰性でありました。したがって、陰性でありましたので、このクラスの方、こういう同じクラスにいた方には、感染していなかったと。そういうことで、このクラス自体にクラスターは起きていないというような感じの判断はできたかと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 続けて、同じところの下のほうに、18負担金補助及び交付金の中に、県PCR検査自己負担分助成金というのがあります。こちらの受けた人数と、それから助成の単価のほうを教えてください。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 こちらにつきましては、4人の方が助成を受けています。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、次に参ります。3目指導費、208ページから219ページまでで質疑をお願いします。質疑はございますか。

岡田委員。

○岡田 繁委員 211ページの（３）健康生活支援事業のところの17備品購入費、機械費。機械ですね。これどんな効果がある機械を、器具を買われたんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 こちらにつきましては、骨密度測定機、こちらの買換えで買わせていただいております。こちらは、骨密度測定を健康課のほうで実施をしております、健康課のほうで骨密度を測って、その方への骨量の現状と、あとは保健指導と、そういうことに使わせていただいております。以上です。

○広沢修司委員長 岡田委員。

○岡田 繁委員 利用者数というのは、どれぐらいですか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 令和２年度につきましては、279人で行いました。例年ですと、500人とか600人とかいるんですけども、昨年度につきましては少し開催などにつきまして、やり方を少し抑えながらやっていたもので、人数は少し減っているというような状況でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

石井委員。

○石井恵子委員 209ページ、指導費の一番最初のところになります。子育てスタート応援事業になりますが、これは成果表でも内容については伺っております。ただ、この子育てスタート応援事業そのものは、この令和２年度で廃止になる事業でよろしいでしょうか。ちょっとそこを確認させていただきます。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 こちらの名目につきましては、令和３年度も残っております。大変失礼しました。

名目のほうは、子育て世代包括支援センターに要する経費に、たしか変わったかと思っております。その中で、その名目にしたことによりまして、ここで今まで、子育てスタート応援事業でやっていたものを、母子保健事業のほうに持っていくなど、事業自体は全体的には変わらないように実施をしております。

以上です。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 ちょっと今、聞き取れなかったんですが、ちょっと確認です。この子育てスタート応援事業そのものは、令和２年度で廃止になりますが、廃止というよりも名称が変わって、今度、子育て世代包括支援センターになるということですね。この子育て世代包括支援センターは、令和３年の１月、つまり令和２年度に開設しているはずなんですが、それでよろしいですか。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 では、お答えをさせていただきます。

子育て世代包括支援センターにつきましては、1つの組織を設ける形ではなくて、3つのやり方を連携を取りながら、ドッキングさせてやっていくという形を取ってございます。それで、その真ん中をつなぐといいますか、コーディネーター型というものを、子育て支援課のほうで受け持っております。その中で、令和3年の1月からそういう看板を掲げて、開設をしているというような状況でございます。

○広沢修司委員長 石井委員。

○石井恵子委員 分かりました。確認したとおりだったと思います。

そこでなんですけども、令和2年度で廃止になるべく、子育てスタート応援事業、この中で行っていた妊婦さんの面接や相談、それから産後ケアの事業、マタニティー講座等々の事業は、子育て世代包括支援センターのほうに、事業としては受け継がれていくということですよね。その移行期が、この要するに令和3年度の中で移行されているわけなんですけども、妊娠期から子育て期まで、切れ目のない支援を、ワンストップで行っていくという国の制度を、そのまま継承していることだと思うんですが、この移行されることで期待される効果というのは、どういうことでしょうか。

○広沢修司委員長 永井子育て支援課長。

○永井康弘子育て支援課長 それでは、お答えをいたします。

個々の事業というよりは、包括支援センターというくくりでもってということになるかと思えます。この包括支援センターについては、3課にまたがっております。1つには、今話題になっていた母子保健型という、健康課が中心となっており行っている事業。それからもう一つは、特定型利用者支援ということで、保育コンシェルジュを置いて保育課で行っている事業。それから、その間をつないでいくという基本型という、コーディネーターを置いた事業ということです。いわゆる妊娠期から、出産をされて子育てをしていく間に、その局面、局面の中で関わる部署というのは、いろいろ変わってくるがございますので、そういったところが切れ目なく、どこに相談をされてもきちんとつながっていく、そういうことができるような仕組みということで捉えておまして、その期待に応えられるようにやっていくというふうに考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 211ページにあります、2) 地域健康づくり事業、重点戦略になっていますが、こちらについて伺います。

まず、こちらの事業なんですけど、金額が5万円ぐらいで少ないといえ少ないんですが、ほぼ予算どおりに執行しています。それで、この事業についての取組状況と、令和2年度に取り組んだ

結果の課題について伺います。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 こちらの事業につきましては、地域に出向いて、みんなで健康づくりをやりましょうということで、いろんな地域で行います事業のほうに健康課の保健師などが行きまして、皆さんも御存じだと思うんですが、なし坊体操などを使って運動をやっていくというようなところの指導をしていることなんです、令和2年度につきましては、いろんな事業が地域で中止になっているような状況がございましたので、実際には実施できた部分というのは、非常に少ないというような形になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、成果としてはどんなように捉えていらっしゃいますか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 こちらにつきましては、なし坊体操のCDとかDVDなどを配布したりとか、そういうところで少しカバーをしたぐらいでございますので、ちょっと事業の評価としては、あまり高くないというふうには考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、歳出について質疑はないものと認めます。

続いて、歳入について質疑を行います。ページが28ページをお開きください。13款2項1目民生費負担金、続いて14款1項2目民生使用料、同じく3目衛生使用料中、総合保健センター使用料についてまで、28ページから33ページまでで質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では次に、15款1項1目民生費国庫負担金、36ページから、次の2項2目民生費国庫補助金、3目の衛生費国庫補助金中、福祉部・健康子ども部が所掌する事項、それから15款3項2目民生費委託金についてまで、45ページまで。36ページから45ページまでで質疑をお願いします。質疑はございますか。よろしいでしょうか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では、次に参ります。44ページの16款1項2目民生費県負担金、16款2項1目民生費県補助金、2目衛生費県補助金中、健康増進事業費補助金、地域自殺対策強化事業補助金、骨髄移植におけるドナー支援事業補助金、千葉県風しんワクチン接種事業補助金。44ページから49ページと、16款3項2目民生費委託金、52ページから53ページと、21款4項2目雑入中、福祉部・健康子ども部が所掌する事項についてまで、44ページから65ページまでで質疑をお願いします。

岩田委員。

○岩田典之委員 それでは、65ページの最後のほうですけども、地域福祉センター利用料納付金について伺いたいと思います。

これは条例改正して、それまでの福祉団体・障害者団体、あるいはボランティア団体以外の一般団体にも利用ができるようになったわけですけども、まず利用状況を確認しておきます。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

実際に一般団体が借りることができるようになったのは、令和2年の10月からになります。令和2年の10月以降で一般団体の中で利用したのは、5団体となります。時間数としては42時間の使用で、料金としては、収入として入ってきたお金が1万5,650円で、そのうちの10%分を指定管理をしている社会福祉協議会に渡しますので、1万5,650円の90%が歳入として、1万4,085円が市の歳入という形になっております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 もう少し利用状況を。これは団体活動室、あるいは会議室、あるいは録音室等があると思うんですけども、この状況を確認しておきます。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

利用したのは、全て団体活動室と伺っております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 条例改正の議案が出されました。私は、この件に反対をしたわけですけども、コロナという影響もありましたけれども、その状況を踏まえて、新年度では、大きく減額して予算計上したわけですね。この令和2年度においては、この一般団体に貸し出すことについて、どのような議論があったのでしょうか。もう少し言うと、例えば、福祉団体、障害者団体は3か月前から予約ができ、一般団体は2か月前からの予約で使いづらいとか、あるいはシステムのトラブルとかそういうものを含めて、何かあったのでしょうか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

利用がしづらいとか、システムのトラブルとかという話は、私は直接聞いてはいないんですけども、お声があった中で1つ覚えているものは、Wi-Fiの設備が整っていないので、その分は使いづらいなという声を聞いたのは記憶しております。ただ現在は、それは解消しているはずです。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 議案改正の条例が出されたときに、私は指摘をしたんですけどもね。2か月前では、行事をやる場合にも周知ができないと、非常に使いづらいというような話がありました。そういうことも踏まえて令和2年度には、これも新しく一般団体に貸し出して利用料を徴収すると、このことに関して、その成果について、どのように捉えているのでしょうか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

ちょっと私の感想というか、そういうのも含めたお答えになるかもしれないんですけども、正直、もう少し利用状況は伸ばしたいというんですかね、伸びていきたいとは、伸びるのかなという期待感も含めてあったところは、正直なところあります。結果として、コロナの影響も多分にあったと思います。利用時間が緊急事態宣言中などは、7時まで。利用が短縮ということもありましたので、その部分の影響もあるのかなとは思いますが。ただ、今後の話をするならば、もう少し利用が伸びるように、指定管理者とも話をしながら周知をしていきたいと思っているところです。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 令和2年度においては、10月から6か月間ということですけども、たしか職員の分散ということで、団体活動室を使っていたこともあると思います。なので、6か月間通して、時間はともかくとして、6か月間を通して、常時貸出しを行っていたのでしょうか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

貸し出せる状況だったかということについてのお答えになりますと、今、岩田委員がおっしゃったとおり、職員の分散配置箇所として、団体活動室の3つ部屋があるうちの1つを職員が利用していた時期もあります。それから、2階の研修室も一般団体が借りられる施設にはなっているんですけども、そこも職員の分散配置の場所として使用していたことがあるので、常時貸出しできる状態に常になっていたかと言われると、そういう状況ではなかったという。

訂正します。2階の研修室については、一般団体は借りることができない部屋ということでしたので、その部分は訂正します。団体活動室の一部屋については、職員の分散配置場所として活動していた時期があるというような状況でした。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 確認しますね。要は2階の会議室、あるいは録音室、これは常時貸出しはしていましたよね。団体活動室については一部貸出しはしていないけども、ほかは常時貸出しをしていましたよね。その確認です。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 申し訳ございません。今、岩田委員がおっしゃったとおり、団体活動室以外は常時貸出しできる状態になっておりました。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 63ページになります。上から7番目にある生活保護費返還金661万8,248円なんですが、予算を見ると、過年度分を入れても11万円なんです。額が大きいので、この決算額について説明をお願いします。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

こちらの返還金については、生活保護法の第63条、それから78条、要は生活保護を受けるに当たり、資力があるにもかかわらず保護を受けてしまった方、それから不正受給といわれるものですか、不実の申請その他手段により保護を受けた方に対して、返還を求めるものになります。

予算として額が少ないのは、年度中にどのぐらいの額が見込めるかというのが定かではないため、窓口計上の低額予算を計上しているということになります。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 伺います。

不正な支払いだったので、それを返還してもらったということなんですが、これは対象の人数っていうんですかね、世帯数っていうんですかね、そのブレイクダウンをお願いします。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

返還の決定件数としては、35件になります。そのうち15件が、返還済みという形になっています。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 35件が、一旦支払ったにもかかわらず不正だったということで、15件は返還があつて、それがこの決算書に出ている数字ということは、残り20件は、まだ請求中っていうことなんですか。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 おっしゃるとおりで、市のほうが返還請求をしている中で、まだ返還が終わらない方になります。この方たちについてなんですけれども、原則は一括返還になるんですけれども、額が大きい方もいらっしゃるの、分納の手続というか処理をしている方もいるので、単年で処理が終わらない方たちがいるということで、御理解をいただければと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。

そして、この額になった背景なんですけど、何か件数も結構多いので、どうしてこういう状況になったのか、何がしかの分析がありましたら教えてください。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

昨年度の返還金の理由としましては、年金受給資格期間が短縮されたことによって、年金を遡及受給する保護者の方が多かったということで、返還決定の件数が多くなっているということで聞いております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 最後に伺います。年金の遡及受給が原因だったことが多かったということではありますが、これに関連して、コロナは関係があったのか、そういった背景はどのように。

○広沢修司委員長 村越社会福祉課長。

○村越貴之社会福祉課長 お答えします。

この件に関してコロナの影響というのは、全く関係ないものと思います。

それと、ごめんなさい、今回の返還金の中で、先ほど申し上げましたけれども、資力があるにもかかわらずというものと、いわゆる不正受給というものと、ちょっと意味合いが違っているんですけれども。実際に35件の内訳で、どっちがどっちというのは、今は数はないんですけれども、全てがいわゆる不正受給というわけではなくて、私が今説明しました、年金の受給資格が短くなったことによる返還というのは、不正受給には該当しないものになりますので、それだけちょっと御理解いただければと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、歳入について質疑はないものと認めます。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定について審査を行います。

初めに歳出から質疑を行います。ページが376ページ。1款総務費、2款保険給付費、3款国民健康保険事業給付金まで。ページは376ページから389ページまで。質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 では次に、4款共同事業拠出金、5款保険事業費、6款基金積立金、7款諸支出金、8款予備費まで。388ページから395ページまで、質疑をお願いします。

柴田委員。

○柴田圭子委員 393ページの一番上の3)の新型コロナウイルス対策に要する経費。これは、中身的にはどのようなものに使われましたか。

○広沢修司委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 御説明させていただきます。

特定健診ですが、集団健診はコロナの影響で中止といたしました。個別健診のみといたしましたので、この新型コロナ対策に要する経費につきましては、集団健診の中止と、個別健診実施のお知らせのお葉書になります。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 お知らせの葉書っておっしゃいましたか。〔「はい」と言う者あり〕それは、対象者みんなに送りましたということよろしいですか。

○広沢修司委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 対象者の方、1万665人に対しまして送らせていただきました。

以上です。

○広沢修司委員長 よろしいですか。

柴田委員。

○柴田圭子委員 その次のデータヘルス事業について。

これは、どういうことを行ったかとかいう実績の記載ではありますが、データヘルス事業自体は、三大成人病を予防するための大きなツールになるという位置づけで始まったものだと思うので、毎年分析というのは、積み重ねていかなきゃいけない内容だと思うんですけど、そういう取組というのは、令和2年度においては行われていたんでしょうか。

○広沢修司委員長 榎谷保険年金課長。

○榎谷君子保険年金課長 データヘルス計画について、1つとしましては、特定健康診査未受診者対策。それから2つ目が、生活習慣病発症予防対策。それから、生活習慣病重症化予防対策となります。この中で、昨年度につきましては、特定健診未受診者対策につきましては、コロナのために中止したものでございます。

以上です。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 すみません。ちょっとよく聞こえなかったんですけど、3つあって、3つのうちの最初の特定健診の未受診者対策、これについては、行わなかったとおっしゃったんですね。〔「はい」と言う者あり〕じゃあということは、残りの2つについては、何らかの取組をされたということでしょうか。

○広沢修司委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 糖尿病性腎症重症化予防の事業がございます。コロナ禍の中で人数が大変少なかったんですが、29人の方に対しまして事業を行っております。

以上でございます。

○広沢修司委員長 柴田委員。

○柴田圭子委員 29人の方に事業を行うというのは、指導とかそういうことを行いましたということによろしいですか。

○広沢修司委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 対象の指導を行っております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

岩田委員。

○岩田典之委員 その下のところですけども、人間ドック等助成金について、ちょっと説明をお願いします。

○広沢修司委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 人間ドックですが、コロナ禍の影響もあると思いますが、昨年度につきましては、人間ドックを受診された方が293名、脳ドックの方が47名、併用ドックの方が393名でした。393名の方に助成をしております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 その脳ドックあるいは人間ドックを受けられた方の結果というのは、市のほうでは把握していないんですね。例えば、何か大きな病気が見つかったとか、何ともなかったとかというような結果というのは、市のほうでは把握はしていませんよね。いますか。

○広沢修司委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 すみません、先ほどの件数の訂正をお願いします。併用ドックが53件で、合計で393件です。

結果につきましては、健康課の保健師が、保健指導を行っております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 健康指導はいいんですけども、その結果、何か大きな病気が見つかったとか、何ともなかったとか、どの程度問題なしとか、そのような結果というのは把握しているのでしょうか。

○広沢修司委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 ドックの結果につきましては、御本人様からいただいております。その結

果の内容において、保健指導につなげております。

以上です。

○広沢修司委員長 岩田委員。

○岩田典之委員 それは分かりますけれども、300何十人の方が受けられて、その結果どうだったか。保健指導、健康指導は分かるんですけども、そのドックを受けて、何か大きな病気が見つかったとか、見つからないとか、何割程度が何ともなかったとか、そういう結果については把握しているんでしょうかということです。

○広沢修司委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 結果は来ておりますが、その先の分析は行っておりません。

○広沢修司委員長 よろしいでしょうか。ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 今回、今の岩田委員の質問を通じて、ほかでもそうなんですけれども、例えば、私は年齢的に、例えば、口腔ケアこれが来ます。そうすると、ちゃんと市内の歯医者でも対応してもらうんですけど、必ずその結果を市に戻すようになっています。今、課長が答弁されたように、人間ドックのほうの把握はしていません。あるいは、開業医さんのほうで、私もそうなんですけれども、聞いていますか。それで、健診を受けて良好ですよ。その良好が、本当に市のほうに行くのかどうか、これは分かりません。そうすると市のほうとして、データを全部集約するっていうのは、どういうふうにやったら集約がきちっとできるんですか。ちょっと今まで聞いていて、何かこっちはこっち、こっちはこっちなんです。

○広沢修司委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 結果は集約しておりますが、その後の状況の把握や分析はしておりません。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 結局、なぜ健診するかっていうと、市民の健康管理をしていくわけですよね。そういうデータが、市は例えば、肥満の方がどんどん多くなってきた。これじゃあ困るよと。そういうようなデータを把握していくために、いろいろな健診や何か、歯もそうですし、便の検査もそうです。全部集約して、市のデータというのを取っていかなきゃいけないと思うんですが、その辺で、これは取ってある、取っていないって、これは大丈夫なんですか。

○広沢修司委員長 榊谷保険年金課長。

○榊谷君子保険年金課長 人間ドックですが、受けた方には助成をするので、結果は頂いております。その結果で、特定健診と同じ扱いですので、保健指導にはつなげますが、その他はつながっていない状況です。

○広沢修司委員長 竹内委員。

○竹内陽子委員 そうすることは分かるんですけども、私としては市全体、市民の健康の傾向とか、

それからそういうものをいろいろな人間ドックから健診から、そういうことから把握していかなきゃならないのに、こっちのデータは取れている。こっちは聞いていませんっていうことになる、大丈夫ですかというところを一番知りたいんです。

○**広沢修司委員長** 途中ではございますが、休憩を入れたいと思います。

再開は15時20分をお願いします。

休憩 午後 3時08分

再開 午後 3時20分

○**広沢修司委員長** 休憩前に引き続き会議を再開します。

榊谷保険年金課長。

○**榊谷君子保険年金課長** 先ほどの、竹内委員からのことについて御説明させていただきます。

保険年金課では、市全体の健康の関係については把握しておりません。国民健康保険の加入者につきまして、国保データベースシステムで医療費の傾向は把握しております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

○**柴田圭子委員** 国保が国保のデータしか分らないというのは、当然だなと思って。その後、健康課のほうでデータヘルス計画を進めているので、国保のデータも入手して、データヘルスとしての計画を進めているということなのかなと思うんですけど、それでよろしいですか。

○**広沢修司委員長** 榊谷保険年金課長。

○**榊谷君子保険年金課長** 国民健康保険の部分で、計画を行っております。

以上です。

○**広沢修司委員長** 柴田委員。

○**柴田圭子委員** 白井市にデータヘルス計画というのでできているじゃないですか。それはやっぱり年度ごとに進める、成人病を防ぐような取組をしていかなきゃいけないっていう計画のはずなんで、それを主体的に進めるのが、じゃあ、国保になるんですか。何かそれもちよっと何か違うのかなという気がするんですけど。じゃあ、あの計画は誰がつくった、どこが主体でつくったことになるんでしょうか。

○**広沢修司委員長** 佐藤健康課長。

○**佐藤 覚健康課長** データヘルス計画につきましては、対象は国民健康保険、国保の加入者に対しての計画になっております。その中に事業としましては、特定健診とか特定保健指導、先ほど、榊谷課長が答えました重症化予防などが入って、事業を実施しているというような状況になります。

○**広沢修司委員長** 答弁は以上でよろしいですか。

佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 柴田委員が聞かれたのは、国保だけの事業としているのかという意味合いではなくて、そういうデータヘルス計画の中で、いろんな事業を健康課も含めてやっているかという御質問でよろしかったかなと思うんですが、実際に健康課のほうが、重症化予防などにつきましても、保険年金課と一緒に事業を進めているというのが現状でございます。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

竹内委員。

○竹内陽子委員 結果的に捉えるっていう筋道は、よく分かりました。ただ、私がなぜこんな質問をしたかという根底には、人工透析っていうのは、すごく医療費が高いんですね。それで、白井市の人工透析をしている方っていうのは、年々増えてきているんです。それで、その人工透析を受ける方々っていうのは、ちょうど働き盛り、定年近い方、あるいはちょっとその10年ぐらい前の方からなっていくというようなことが起きているんですけど、そうすると、そこでの医療っていうのは社保ですよ。だけれども、白井市でそういう医療費がかかっている、健康に関わるようなことが、じゃあ、健診とどういうふうにつながっていくのかっていう、データヘルスに載せるデータとしては、国保しか載っからないとなると、全体としては、どういう捉え方をしていくのかなと。その辺で、一生懸命国保のほうから、いろいろ人間ドックや病気になった人に指導していくって言いますが、結局市民の一部になっちゃうわけですよ。その辺りは、どういうふうにこれから工夫をしたら市民全体のことが捉えられるのかな。いや、それは違うよと。社保は社保だと割り切るのか。ちょっとその辺の考え方っていうのは、ちょっと自分の後期高齢にかかったりとか、歯科のほうはまた別だとか。何かよくその辺の道筋が分からないので、今日はまとめて聞いたわけです。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 うまく答えられるかどうか申し訳ございませんが、各保険者というのがございます。後期高齢者であれば、後期高齢者医療のほうがありますし、市町村でいきますと国民健康保険というのが、市が保険者になっております。それと会社関係ですと、社会保険の保険。それぞれの保険者がそれぞれで事業を、特定健診も含めて実施して、特定保健指導。それからまたそれに伴う、白井市でいくと、重症化予防とか糖尿病性腎症を防いだりとか。糖尿病腎症というのが、先ほど言った透析になると。そちらのほうにならないようにというような指導になっております。これが各保険者がやるような形に、たしかになっていたかと思しますので、白井市は、まずは国保の対象者、保険者であります市として、市民の国保に入っている方、こちらをやっていくというようなスタンスでいきます。

後期高齢者の健診につきましては、後期高齢者医療のほうから市のほうに委託がありますので、実施主体は後期高齢者医療なんですけれども、実際は白井市がやっているというような形でやっており

ます。

先ほどもう一つ、高齢者の歯科口腔の話もありましたが、あれも後期高齢者医療のほうの事業になっておりまして、そちらからやはり委託をされまして、対象者につきまして葉書を送っているのは、市が委託をされて葉書を送っているというような状況でございます。

そのほか市といたしましては、国保とか保険者とまた別に、がん検診とか、これは市民全体に、国保だろうが社会保険だろうが、そういう保険者、保険に関係なく、がん検診を実施しております。がん検診の結果によりまして、精密検査、要精検とかあった場合には、きちんと行ってくださいというような指導をしております。またその結果を基に、何か相談があれば、常に健康相談というのを受けておりますので、そういうようなことで、市民一人一人の健康については、一つ一つ相談があれば対応していった、市民の健康づくりのほうに力を入れていきたいと、そのようには考えております。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 391ページになります。2) 特定保健指導事業の12委託料、特定保健指導委託料について伺います。

こちらが、予算が106万6,000円に対して、決算の実績が1万2,320円ということでした。こちらは、予算では見込みがどれぐらいで、実績としては、何人の方に保健指導をされたのかについて伺います。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 特定保健指導の委託につきましては、当初、集団健診の特定健診に関わる部分については市が。個別健診については委託をするというようなことで、人数としては、72人の特定保健指導の委託を考えておりました。

コロナの影響によりまして集団健診をやめまして、全て個別健診のほうに変更させていただいたというようなところでございます。個別健診の部分だけ全部、当初の考えでいきますと委託をするというようなことであつたんですけれども、その分を急遽、特定保健指導に該当する方の中で、ICTを使った希望する方、これを委託事業者をお願いをしようということで、急遽変更をさせていただいて。実際には、申込み希望者があつたのは1人だけでした。ですので、額がほとんど執行していなかったというような結果にはなっております。そのほかの保健指導が必要になった者につきましては、健康課のほうの保健師・管理栄養士などが、保健指導を行ったというようなところで整理を、令和2年度はちょっと特殊な状況だったかと思いますが、そういう状況で対応させていただいたというようなところで、金額が減っているというようなところで、御理解いただければと思います。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 そうすると、この委託料で1人しかできなかったという、ほかに保健師さん

がやったっていうことも考えると、大体この特定の保健指導は令和2年度においては、何人ぐらい行えたんでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 令和2年度の特定保健指導の該当する方、対象になる方は250人おりました。この特定保健指導を利用した方、特定保健指導を受けた方は100人になります。この指導を全てやり切ったという人が、92人ということになっております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そうすると、今のが令和2年のイレギュラーな保健指導だったということだと、それでもまだまだ状況は、以前のようには戻っていないということを考えると、令和3年度に向けても、何がしかの今までにない対応が必要になってくるかと思うんですが、その辺りは令和2年度においては、どのような協議がなされたのでしょうか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 令和2年度はこの状況でしたが、令和3年度につきましては、集団健診をまた復活させるというか、例年どおり集団健診を実施いたします。ただやり方につきましては、予約制で人数の密がないよう、人の密がないように対応をさせていただきます。集団健診と個別健診をやはり併用してやりますので、集団健診については、市の健康課のほうが対応いたしまして、個別健診については、委託事業として委託をしていくというふうに、少し例年に戻していくというような状況で実施をすることになっております。

以上です。

○広沢修司委員長 小田川副委員長。

○小田川敦子副委員長 分かりました。そうすると最後にお聞きしますが、特定保健指導事業について、令和2年度におけるこの事業についての評価っていうのは、どれぐらいでしょうか。おおむねできたっていうふうな感じですか。

○広沢修司委員長 佐藤健康課長。

○佐藤 覚健康課長 評価ということでございますけれども、集団健診があれば、初回面談ということで、集団健診の会場で、まず1回目のコンタクトが取れるというようなところの良さがあるんですけれども、令和2年度につきましては、残念ながら個別健診のみになっておりましたので、最初の初回面談というのが、実際に会ってできなかったというような状況がありますので、その辺が、ちょっと残念なところかなと思っています。

ただ、対象人数の中で実施していく状況としては、特殊な状況であったんですけれども、ある程度の実施ができたのではないかなとは、少ないながらできたのではないかなとは思っております。これは、ちょっとでも主観的なところがありますので何とも言えないんですが、そのようにちょっと御理

解いただければと思っております。

以上です。

○**広沢修司委員長** ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** それでは、歳出について質疑はないものと認めます。

次に歳入について質疑を行います。

歳入は368ページから375ページまで。歳入全般について質疑を受けたいと思います。質疑はございますか。368ページから375ページまで。質疑は。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** それでは、歳入について質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

次に介護保険特別会計保険事業勘定について審査を行います。

初めに歳出から質疑を行います。1款総務費、2款保険給付費、3款財政安定化基金拠出金まで。ページは418ページから431ページまで、質疑をお願いします。418ページから431ページまでです。質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○**広沢修司委員長** では、次に参ります。

4款地域支援事業費、5款基金積立金、6款諸支出金、7款予備費まで。ページは430ページから447ページまで、質疑をお願いします。質疑はございませんか。

柴田委員。

○**柴田圭子委員** 435ページ、4款2項の1目の集いの場づくり、1)なんですけど、これは2)と、何か脳トレや何かで重なることが多いので、令和2年度を最後に合体するということなどがどこかに書いてあったと思うんですけれども、そうすると、今この決算書に示されている事業内容としては、1)と2)と、どういうふうに違っているのでしょうか。

○**広沢修司委員長** 竹内高齢者福祉課長。

○**竹内 崇高齢者福祉課長** それでは、集いの場づくり事業と介護予防実施グループ事業の関係でお答えをさせていただきます。

集いの場づくり事業のほうにつきましては、サロン代表者の交流会等を実施しているような内容になります。令和2年度につきましては、コロナ禍ということで、なかなか事業が実施できなかったというような状況になっております。

2)の介護予防実施グループのほうにつきましては、令和2年度につきましては、いきいき夢情報教室等、それから白井楽トレ体操などを実施するような形。こちらについても、令和2年度につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大等により、なかなか事業が実施できなかった状況となっております。

ります。

以上です。

○広沢修司委員長 ほかに質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、歳出について質疑はないものと認めます。

次に歳入について質疑を行います。歳入は406ページから417ページまで。歳入全般について、質疑を受けたいと思います。質疑はありますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、歳入について質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

次に後期高齢者医療特別会計について審査を行います。

初めに歳出から質疑を行います。1款総務費、2款後期高齢者医療広域連合納付金、3款保健事業費、4款諸支出金、5款予備費まで、歳出全般について。462ページから467ページまで、質疑をお願いします。質疑はございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、歳出について質疑はないものと認めます。

次に歳入について、質疑を行います。歳入は458ページから461ページまで。歳入全般について質疑を受けたいと思います。質疑はございますか。

〔「なし」と言う者あり〕

○広沢修司委員長 それでは、歳入について質疑はないものと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。

本日はこれで散会します。

明日22日水曜日は午前10時から会議を開きます。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後 3時44分